
令和5年 第1回(定例)南部町議会会議録(第2日)

令和5年3月3日(金曜日)

議事日程(第2号)

令和5年3月3日 午前9時開議

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 議事日程の宣告
- 日程第3 議案第16号 令和5年度南部町一般会計予算
- 日程第4 議案第17号 令和5年度南部町国民健康保険事業特別会計予算
- 日程第5 議案第18号 令和5年度南部町後期高齢者医療特別会計予算
- 日程第6 議案第19号 令和5年度南部町墓苑事業特別会計予算
- 日程第7 議案第20号 令和5年度南部町農業集落排水事業特別会計予算
- 日程第8 議案第21号 令和5年度南部町浄化槽整備事業特別会計予算
- 日程第9 議案第22号 令和5年度南部町公共下水道事業特別会計予算
- 日程第10 議案第23号 令和5年度南部町太陽光発電事業特別会計予算
- 日程第11 議案第24号 令和5年度南部町水道事業会計予算
- 日程第12 議案第25号 令和5年度南部町病院事業会計予算
- 日程第13 議案第26号 令和5年度南部町在宅生活支援事業会計予算
- 日程第14 議案第27号 辺地に係る公共的施設の総合整備計画の変更について
- 日程第15 上程議案に対する質疑
- 議案第1号 令和4年度南部町一般会計補正予算(第7号)
- 議案第2号 令和4年度南部町国民健康保険事業特別会計補正予算(第2号)
- 議案第3号 令和4年度南部町墓苑事業特別会計補正予算(第1号)
- 議案第4号 令和4年度南部町太陽光発電事業特別会計補正予算(第2号)
- 議案第5号 令和4年度南部町病院事業会計補正予算(第4号)
- 議案第6号 南部町個人情報保護法施行条例の制定について
- 議案第7号 南部町職員の定年等に関する条例の一部改正について
- 議案第8号 地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について

- 議案第9号 南部町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部改正について
- 議案第10号 南部町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正について
- 議案第11号 南部町監査委員条例の一部改正について
- 議案第12号 南部町国民健康保険条例の一部改正について
- 議案第13号 南部町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部改正について
- 議案第14号 南部町緑水湖教育文化施設（研修館）条例の一部改正について
- 議案第15号 南部町コテージ条例の一部改正について
- 議案第16号 令和5年度南部町一般会計予算
- 議案第17号 令和5年度南部町国民健康保険事業特別会計予算
- 議案第18号 令和5年度南部町後期高齢者医療特別会計予算
- 議案第19号 令和5年度南部町墓苑事業特別会計予算
- 議案第20号 令和5年度南部町農業集落排水事業特別会計予算
- 議案第21号 令和5年度南部町浄化槽整備事業特別会計予算
- 議案第22号 令和5年度南部町公共下水道事業特別会計予算
- 議案第23号 令和5年度南部町太陽光発電事業特別会計予算
- 議案第24号 令和5年度南部町水道事業会計予算
- 議案第25号 令和5年度南部町病院事業会計予算
- 議案第26号 令和5年度南部町在宅生活支援事業会計予算
- 議案第27号 辺地に係る公共的施設の総合整備計画の変更について

本日の会議に付した事件

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 議事日程の宣告
- 日程第3 議案第16号 令和5年度南部町一般会計予算
- 日程第4 議案第17号 令和5年度南部町国民健康保険事業特別会計予算
- 日程第5 議案第18号 令和5年度南部町後期高齢者医療特別会計予算
- 日程第6 議案第19号 令和5年度南部町墓苑事業特別会計予算

- 日程第7 議案第20号 令和5年度南部町農業集落排水事業特別会計予算
- 日程第8 議案第21号 令和5年度南部町浄化槽整備事業特別会計予算
- 日程第9 議案第22号 令和5年度南部町公共下水道事業特別会計予算
- 日程第10 議案第23号 令和5年度南部町太陽光発電事業特別会計予算
- 日程第11 議案第24号 令和5年度南部町水道事業会計予算
- 日程第12 議案第25号 令和5年度南部町病院事業会計予算
- 日程第13 議案第26号 令和5年度南部町在宅生活支援事業会計予算
- 日程第14 議案第27号 辺地に係る公共的施設の総合整備計画の変更について
- 日程第15 上程議案に対する質疑
- 議案第1号 令和4年度南部町一般会計補正予算（第7号）
- 議案第2号 令和4年度南部町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）
- 議案第3号 令和4年度南部町墓苑事業特別会計補正予算（第1号）
- 議案第4号 令和4年度南部町太陽光発電事業特別会計補正予算（第2号）
- 議案第5号 令和4年度南部町病院事業会計補正予算（第4号）
- 議案第6号 南部町個人情報保護法施行条例の制定について
- 議案第7号 南部町職員の定年等に関する条例の一部改正について
- 議案第8号 地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について
- 議案第9号 南部町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部改正について
- 議案第10号 南部町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正について
- 議案第11号 南部町監査委員条例の一部改正について
- 議案第12号 南部町国民健康保険条例の一部改正について
- 議案第13号 南部町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部改正について
- 議案第14号 南部町緑水湖教育文化施設（研修館）条例の一部改正について
- 議案第15号 南部町コテージ条例の一部改正について
- 議案第16号 令和5年度南部町一般会計予算
- 議案第17号 令和5年度南部町国民健康保険事業特別会計予算

- 議案第18号 令和5年度南部町後期高齢者医療特別会計予算
議案第19号 令和5年度南部町墓苑事業特別会計予算
議案第20号 令和5年度南部町農業集落排水事業特別会計予算
議案第21号 令和5年度南部町浄化槽整備事業特別会計予算
議案第22号 令和5年度南部町公共下水道事業特別会計予算
議案第23号 令和5年度南部町太陽光発電事業特別会計予算
議案第24号 令和5年度南部町水道事業会計予算
議案第25号 令和5年度南部町病院事業会計予算
議案第26号 令和5年度南部町在宅生活支援事業会計予算
議案第27号 辺地に係る公共的施設の総合整備計画の変更について
-

出席議員（14名）

1番 埴田光雄君	2番 加藤学君
3番 荊尾芳之君	4番 滝山克己君
5番 米澤睦雄君	6番 長束博信君
7番 白川立真君	8番 三鴨義文君
9番 仲田司朗君	10番 板井隆君
11番 細田元教君	12番 亀尾共三君
13番 真壁容子君	14番 景山浩君

欠席議員（なし）

欠員（なし）

事務局出席職員職氏名

局長	田子勝利君	書記	赤井沙樹君
		書記	藤下夢未君
		書記	角田亘君

説明のため出席した者の職氏名

町長	陶山清孝君	副町長	土江一史君
教育長	福田範史君	病院事業管理者	足立正久君
総務課長	大塚壮君	企画政策課長	田村誠君
デジタル推進課長	美甘哲也君	防災監	田中光弘君
町民生活課長	渡邊悦朗君	子育て支援課長	芝田卓巳君
教育次長	岩田典弘君	総務・学校教育課長	水嶋志都子君
病院事務部長	山口俊司君	健康福祉課長	前田かおり君
福祉事務所長	泉潤哉君	建設課長	岡田光政君
産業課長	藤原宰君	監査委員	仲田和男君

午前9時00分開議

○議長（景山 浩君） 定刻になりましたので、会議を開きます。

ただいまの出席議員数は14人です。地方自治法第113条の規定による定足数に達しておりますので、延会としていました会議を開きます。

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（景山 浩君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第125条の規定により、次の2人を指名いたします。

8番、三鴨義文君、9番、仲田司朗君。

日程第2 議事日程の宣告

○議長（景山 浩君） 日程第2、議事日程の宣告を行います。

本日の議事日程は、お手元に配付の日程表のとおりであります。

日程第3 議案第16号 から 日程第14 議案第27号

○議長（景山 浩君） 昨日に引き続き、町長から上程議案の提案説明を受けたいと思います。

お諮りします。日程第3、議案第16号、令和5年度南部町一般会計予算から、日程第14、議案第27号、辺地に係る公共的施設の総合整備計画の変更についてまでを一括して説明を受けたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（景山 浩君） 御異議なしと認めます。よって、日程第3、議案第16号から日程第14、議案第27号までの提案説明をお願いします。

町長から提案理由の説明を求めます。

総務課長、大塚壮君。

○総務課長（大塚 壮君） 総務課長です。おはようございます。よろしく申し上げます。そういたしますと、お手元の令和5年度南部町一般会計予算書、加えまして当初予算説明資料、A3のほうになりますけども、これを用いて御説明をしたいと思っておりますので、よろしく申し上げます。まずは、予算書のほうからでございます。

.....
議案第16号

令和5年度南部町一般会計予算

令和5年度南部町の一般会計の予算は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算）

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ7,747,000千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

（地方債）

第2条 地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第2表 地方債」による。

（一時借入金）

第3条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、1,000,000千円と定める。

（歳出予算の流用）

第4条 地方自治法第220条第2項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

（1）各項に計上した給料、職員手当等及び共済費に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用

令和5年3月 2日

提出 南部町長 陶山清孝

令和5年3月 日

決 南部町議会議長 景山 浩

.....

そういたしますと、7ページをお願いします。第2表、地方債でございます。地方債の目的及び借入限度額は、上段より庁舎管理事業、限度額210万円から、一番下、臨時財政対策債、限度額2,490万円、これまで23項目、限度額総額3億1,200万円を当初予算としてお願いするものでございます。なお、起債の方法、利率、償還の方法は記載のとおりでございますので、お読み取りをいただきたいと思います。

次に、令和5年度一般会計予算の全体的な説明を行いたいと思います。A3判の当初予算説明資料を御用意ください。

1ページ目でございます。各会計の予算規模の比較を記載しています。令和5年度一般会計は、歳入歳出総額77億4,700万円を計上しております。令和4年度当初予算74億6,300万円と比較いたしまして2億8,400万円の増、対前年比で3.8%の増額となっております。令和5年度一般会計当初予算総額は、合併以来最大の予算規模でありました昨年を上回り、最大となっております。これはアフターコロナを見据えて、デジタル技術などを活用した地域の活性化と住民への生活支援への投資を行います。地域活性化ポイント導入事業により地域内経済の循環の実現、キャッシュレス化の推進、行政ポイントによる施策の推進を図ります。令和5年度に感染症法上の5類に移行する新型コロナウイルス感染症については、引き続き感染拡大防止策並びにワクチンの追加接種体制の整備を行います。また、賀野地区の五色ヶ丘果樹団地の再整備により、安定した高収益作物の生産基盤を整えることでフルーツロード構想の推進を図ります。エネルギー価格と人件費の高騰の影響を受けたことで厳しい財政状況にありますが、町民の生命と健康を守り、安心・安全な生活の実現に向け、着実な施策の推進を図りたいと考えています。

下段には平成26年度以降の一般会計予算の推移をグラフにしております。令和5年度当初予算は、新型コロナウイルス感染症収束後を見据えた中で、地域経済、住民生活への支援などに必要な予算を計上し、デジタル田園都市国家構想推進交付金など、国の財源を活用した事業により積極的な予算編成としております。

続いて、2ページから4ページまでです。予算の分析を示しております。

まず、2ページです。歳入予算でございます。上段の表で款別の歳入予算の比較を記載しています。まず、町税は9億7,610万2,000円を計上し、613万7,000円、前年度対比では0.6%の増となりました。町税収入がコロナ禍前の水準に戻ると想定し、増収となる見込みによるものでございます。

次に、地方交付税ですが、令和5年度は36億1,919万4,000円を計上いたしました。

内訳といたしましては下段の表を見ていただきますと、対前年比で普通交付税4,768万円の増の30億9,668万円、特別交付税が9,251万4,000円増の5億2,251万4,000円としております。いずれも近年の決算額を基に、令和5年度の交付税算入見込額を予算化したものでございます。

国庫支出金です。7億2,972万6,000円、県支出金6億8,067万円を計上し、合わせて14億1,039万6,000円となり、予算構成比では18.2%を占めています。増減の主なものについては下段にお示ししていますので、お読み取りをいただきたいと思います。

続いて、寄附金です。令和5年度は令和4年度と比較いたしまして1,700万円1,000円の増の8,900万1,000円を計上しています。これはがんばれふるさと寄付金におきまして、平成30年度よりインターネットの申込窓口を増設させていただきました。それ以降の寄附金額が増加の見込みであることによるものでございます。

町債につきましては、予算額3億1,200万円で、1億9,080万円の減となりました。令和5年度は令和4年度に引き続き、国において臨時財政対策債の発行が大幅に抑制されたことにより、臨時財政対策債の発行可能額を3,700万円の減といたしました。また、前年度は施設の整備・改修に係る借入額の増加、いわゆる光ファイバーの整備事業、それから福祉センターの管理事業、道路長寿命化、それから法勝寺中学校のバリアフリー化などありましたけれども、臨時財政対策債を含めた町債の前年度比は37.9%の減となります。

中段には上記の表を円グラフにして図示しています。本町の財政構造としては、自主財源は23.6%と低く、また、依存財源の約6割、全体予算においても5割弱を占める地方交付税に大きく影響を受けることが見てとれると思います。

下段には各項目の対前年度比較を主なものを記載していますので、御確認をお願いします。

続いて、歳出予算について説明します。3ページをお願いします。まず、目的別についてでございます。歳入同様、上段の表で款別の歳出予算比較を記載しています。予算額で大きな構成比を占めるのは、民生費、総務費及び衛生費でございます。

民生費は24億2,790万7,000円でございます。対前年比で1億982万7,000円、4.7%の増となりました。社会保障関係の予算で障がい児通所支援事業、自立支援介護給付事業の増などが増額の原因となります。

次に、総務費は17億435万2,000円、対前年比では7,525万3,000円の減となりました。これは年次的に整備を進めた光ファイバ整備事業、テレワーク環境の整備と緑水湖周辺施設の整備を行う里山テレワーク環境整備事業が完了したことによっての減となりました。

総務費の対前年比は4.2%の減となっています。

続いて、衛生費は10億6,000円、対前年比で3,195万4,000円の増となります。主なものは西伯病院への補助金の増があります。

農林水産業費は6億7,850万5,000円、対前年比で1億1,120万円の増額となりました。増額要因として、五色ヶ丘果樹団地の再整備事業や農業機械等の導入経費に対する補助の充実などがあります。

商工費は6,939万3,000円、対前年比で3,997万3,000円の増。主な増額理由は、地域内経済循環の実現、キャッシュレス化推進、行政ポイントによる施策の推進として実施する地域活性化ポイント導入事業による増によるものでございます。

土木費は3億9,599万3,000円、対前年比で3.5%の増額となっています。近年の決算状況も参考に、事業の精査の上、必要な予算計上に努めた結果でございますが、通学路の安全対策を目的とした路線の改修事業が主な増額の原因となります。

消防費は4,915万4,000円、577万6,000円の減となっています。主に非常備消防費において消防IP無線の整備が完了したことによるものでございます。

続いて、教育費は6億8,293万4,000円、対前年比7,557万1,000円の増加となっています。学校体育館照明LED化事業に係る経費が大きなものがございます。

最後に、公債費は6億4,188万7,000円、対前年比では1,828万4,000円の減額予算を計上いたしました。これは鳥取県西部地震の県貸付金や西伯小学校大規模改修事業の償還が完了したことにより減少となっています。令和5年度以降も6億円程度の起債償還が続くものと見込んでいます。公債費負担が予算に占める割合はかなり大きなものでございます。

中段、下段には、歳入予算同様、構成比率の円グラフ、各項目の対前年比較の主なものを記載していますので、御確認をよろしく申し上げます。

4ページをお願いします。次に、歳出予算の性質別について記載をしています。義務的経費は、総額31億2,032万1,000円となりました。公債費を除いて人件費、扶助費とも増加し、総額では対前年比2.1%の増となっています。

投資的経費は、総額で7億4,254万6,000円となりました。目的別予算でも御説明をいたしました。光ファイバ整備事業、里山テレワーク環境整備事業などの減により、対前年比で13.1%の減となっています。

その他の経費は、記載のとおりでございますけれども、補助費等は年次的に増加傾向にあります。物件費はCATV施設の更新による影響で、対前年比18.6%の増となっています。補助

費等や物件費は単年度の財政を圧迫する要因となっています。繰出金は光熱水費高騰の影響等により、特に下水道事業、それから特別会計への繰出金が増額となっています。

5ページをお願いします。5ページには過去10年間の基金及び地方債現在高の推移をグラフ化したものでございます。令和4年度及び令和5年度につきましては見込額でございますので、御承知おきをいただきたいと思っております。

まず、基金についてです。平成28年度までは年次的に基金の積立が行われてきましたが、歳入面では、町税収入の減、歳出面では、社会保障費等の増加などにより財政の収支バランスの維持が困難となり、平成29年度以降は基金の取崩しを余儀なくされている状況にあります。令和5年度末見込みで総額24億円余りと、見込額ではございますが、減少の傾向にありますので一層の財政管理を心がけたいと思っております。

次に、地方債現在高に対する基金残高と算入交付税の推移についてでございます。地方債残高は令和元年度までは年次的に減少していましたが、令和元年度の複合施設整備事業、令和2年度からの光ファイバ整備事業での合併特例債の借入れなどが大きく影響し増加となっています。令和4年度末見込みで63億4,000万円余りとなります。基金の残高は減少傾向にはありますが、借り入れる起債の種類を厳選し、交付税算入のある有利な起債を優先して活用していることから、理論値ではございますが、算入交付税を含めた基金残高との総額は起債の残高を上回っており、令和5年度末においてもその状況は維持できるものと試算しています。

以上で予算説明資料での説明を終わらせていただきますが、続いて一般会計予算書での説明をさせていただきます。

令和5年度予算で特徴的なもの、新規の事業を中心に予算に関する説明書の歳出予算でそれぞれの事業を紹介し、説明とさせていただきます。まず、31ページをお願いします。1款議会費、1項議会費、1目議会費でございます。議会運営費といたしまして、予算額807万3,000円を計上しています。タブレット端末の導入により議会運営のペーパーレス化を図りたいというものでございます。

続いて、34ページ、お願いします。2款総務費、1項総務管理費、4目CATV管理費でございます。CATV施設管理といたしまして、予算額1億3,957万5,000円を計上しています。高度なデジタル化に対応するため、老朽化したCATV編集設備の更新を行うものでございます。財源といたしましては、公共施設整備基金の繰入れを見込んでいただいております。

同じく7目財産管理費です。庁舎等管理費（法勝寺庁舎）としまして、予算額3,269万6,

000円を計上しています。近年突発的な故障が増加しています。ここ議場のシステム、音声システム等の更新を行うものでございます。

35ページ、お願いします。電算管理事務費です。予算額として1億6,004万4,000円を計上しています。主なものとしては役場のインターネット環境の仮想化を行うものと、マイナンバーカードを用いたコンビニ交付に対応するものでございます。

続いて、40ページ、お願いします。同じく9目企画費でございます。住民とつながる役場推進事業、いわゆるテノヒラ役場として予算額302万9,000円を計上しています。これはLINEを活用いたしまして、住民票など各種申請、それから学校の欠席連絡、ごみの分別の問合せなど、オンラインで役場サービスを利用することを可能とするものでございます。続いて、里山テレワーク促進事業としまして、予算額220万円を計上しています。令和4年度に整備しましたテレワーク施設の利用促進を図るとともに、テレワークや企業研修、ゼミ合宿を誘致することで企業、大学との関係人口化を進め、将来的なサテライトオフィス進出や企業版ふるさと納税の獲得につなげるためのものでございます。地域活性化起業人（企業人材派遣制度）活用事業としまして予算額810万円を計上しています。総務省の地域活性化起業人制度を活用しまして、株式会社ニコン日総プライムの企業人材を南部町に誘致し、地方創生をはじめとする持続可能なまちづくりの取組を一層進化させるためのサポートを依頼するものでございます。

続いて、49ページをお願いします。3款民生費、1項社会福祉費、2目障がい者福祉費でございます。自立支援介護給付事業として予算額3億9,588万3,000円を計上しています。支援が必要な障がいのある方への福祉サービスの提供を行うものでございます。

続いて、51ページをお願いします。3款民生費、1項社会福祉費、4目高齢者福祉費でございます。ねんりんピック2024鳥取大会準備事業といたしまして、予算額47万2,000円を計上しています。なお、これは令和6年度に鳥取県で開催され、南部町はソフトボールの会場となっています。全国健康福祉祭、これをねんりんピックといいますけども、この準備のため南部町実行委員会を立ち上げ、令和5年度の開催地の大会の視察、調査等を行うものでございます。

59ページをお願いします。3款民生費、2項児童福祉費、7目子育て支援費でございます。出産・子育て応援交付金事業といたしまして、予算額560万円を計上しています。妊娠届時より妊婦に寄り添い、低年齢期の子育て家庭を支援していくため、持続的に情報発信や相談支援を行うなど伴走型相談支援の拡充を図るとともに、妊娠届の届け時及び出生届時に各5万円を支給するものでございます。続いて、乳児紙おむつ支援事業といたしまして、予算額300万円を計上しています。出産後の育児の不安の一つの原因に、経済的な不安を抱えている世帯が多いため、

国の妊娠・子育て応援交付金に加え、少しでも経済的負担を減らすことを目的といたしまして、南部町独自に乳児用の紙おむつの支援を行うものでございます。

64ページをお願いします。4款衛生費、1項保健衛生費、2目予防費でございます。新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業といたしまして、予算額3,332万8,000円を計上しています。現時点におきまして来年度の新型コロナウイルスワクチン接種は未定でございます。ただし、全町民に対して新型コロナウイルスワクチンの追加接種を2回行うものとして想定される予算を計上し、より多くの町民の皆様へ接種をいただき、町民の命を守るとともに日常生活における安心を提供するものでございます。

67ページをお願いします。4款衛生費、4項病院費、1目病院費でございます。病院事業費として予算額5億9,956万8,000円を計上しています。病院経営の安定を図り、地域住民がいつでも身近に安心して医療を受けることができるよう、地方公営企業繰出金の通知に準じまして経費を繰り出すものでございます。

続いて、72ページをお願いします。5款農林水産業費、1項農業費、5目農業振興費でございます。産地生産基盤パワーアップ事業として予算額1,868万5,000円を計上しています。南部町農業再生協議会が作成する麦・大豆国産化プランに位置づけられる農業者、農業者団体等を対象に、麦、大豆の収益性向上と生産基盤強化に関連した農業機械等の導入経費に対して補助金を交付するものでございます。同じく農地耕作条件改善事業としまして、予算額1億1,190万円を計上しています。五色ヶ丘果樹団地の農地貸付けの意向と借受け希望を調整した上で、高収益作物の生産基盤を整備することで新規参入などの取組を推進するものでございます。

77ページをお願いします。6款商工費、1項商工費、1目商工振興費です。地域活性化ポイント導入事業として予算額3,978万6,000円を計上しています。地域内経済循環を実現するため、町内加盟店で使用できるカード型の地域通貨を導入し、配付するものでございます。

続いて、79ページをお願いします。7款土木費、2項道路橋梁費、2目道路新設改良費でございます。町道ニュータウン・境線ほか6路線改良事業としまして予算額1,950万円を計上しています。一般町道ニュータウン・境線ほか6路線は、既設道路側溝の断面不足と勾配不良を解消する整備を年次的に実施し、安全・安心な通行を確保するものでございます。

続いて、82ページをお願いします。8款消防費、1項消防費、2目消防施設費でございます。防火水槽新設事業として予算額1,260万円を計上しています。これは境地内に防火水槽を整備するためのものでございます。

続いて、86ページをお願いします。9款教育費、1項教育総務費、2目事務局費でござい

す。学校体育館照明LED化事業として予算額3,653万7,000円を計上しています。南部町立小・中学校体育館全ての水銀灯及び蛍光灯、電球をLED化することによりまして省エネ化を行います。続いて、教室黑板ホワイトボード化事業として予算額861万8,000円を計上しています。視覚、聴覚の特性に配慮したユニバーサルデザイン対応及びチョークの粉の飛散による故障の防止等、ICT機器の環境整備を整えるため、南部町立学校全ての教室黑板をホワイトボードにするものでございます。

次に、99ページを御覧ください。給与費の明細書でございます。特別職の給与費、共済費を記載しております。前年度と比較いたしますと、職員数は83名の減としております。これは南部町特別職で非常勤の者のものでございます。参議院議員選挙関係で減、県知事・県議選挙関係で増、合計いたしますと83名の減ということになります。これに伴いまして、給与費も全体で432万8,000円の減額を見込んでいます。令和5年度特別職分の予算といたしまして、給与費、共済費の合計1億3,790万6,000円を計上いたしました。

続いて、100ページをお願いします。一般職の給与費、共済費を記載しています。こちらは前年度比較いたしますと、職員数で1名の増としております。これはフルタイムの会計年度任用職員を含めた数字でございます。また、米印に記載していますように、括弧内には外書きといたしまして再任用短時間勤務職員、パートタイムの会計年度任用職員の人数を記載しています。

職員数の内訳といたしまして、101ページにア、会計年度任用職員以外の職員を記載していますし、イ、会計年度任用職員についても記載をしています。それぞれ括弧内については先ほど同様、米印に記載のとおり、再任用短時間勤務職員及びパートタイムでの会計年度任用職員の人数を記載しております。

102ページを御覧ください。102ページ以降の明細は、会計年度任用職員以外の職員に係る給料及び職員手当の増減額の明細を示したものでございます。会計年度任用職員以外の職員について前年度比較をいたしますと、中段の右辺りに記載しておりますが、予算上、採用が6名、退職が3名により、合計3名の増というふうになっています。

100ページにお戻りいただきまして、給与費、共済費につきましては、給与費は4,648万4,000円の増、共済費は1,900万2,000円の増となり、令和5年度予算といたしまして給与費、共済費の合計12億4,574万8,000円を計上いたしております。

また、103ページ、104ページ、ここには令和5年度の予算に対する給料及び職員手当の分析状況を記載しております。こちらについてもお読み取りをいただきたいと思います。

次に、105ページから107ページにわたり、債務負担行為の状況について調書をまとめて

おります。各施設の指定管理を中心に、戸籍情報等のシステム関係、学校給食調理等業務委託など、複数年度にわたる契約に係る支払い予定額、また、予算を伴わない債務負担行為、通称ゼロ債とっております。これを記載しておりますので、お読み取りをいただきたいと思っております。

最後に、108ページでございます。108ページは、地方債の前々年度末における現在高並びに前年度末及び当該年度末における現在高の見込みに関する調書でございます。前年度末現在高見込みを、普通債、災害復旧債、臨時財政対策債、合計いたしまして63億4,611万7,000円とし、当該年度中の起債見込額、これは当該年度予算分プラス前年度繰越予算分を加えたもの、これが6億3,400万円になります。これを追加いたしまして、当該年度中の償還元金見込額6億2,033万6,000円を差し引きまして、年度末の起債残高見込額を63億5,978万1,000円としております。

以上、長時間になりましたけれども、一般会計予算の説明を終わりたいと思っております。御審議のほど、よろしくお願いいたします。

○議長（景山 浩君） 町民生活課長、渡邊悦朗君。

○町民生活課長（渡邊 悦朗君） 町民生活課長です。国民健康保険事業特別会計をする前に、昨日、令和4年度の墓苑事業特別会計補正予算の中でちょっと発言が間違っておりますので、訂正をさせていただきたいと思っております。

歳入予算についてですけれども、使用料及び手数料のところの減額の理由のところですが、も、「返還見込み数の減少によるものです」とさせていただいたんですけれども、正しくは「新規利用申込みの減少によるものです」ということでしたので、訂正させていただきたいと思っております。

それでは、国民健康保険事業特別会計を説明させていただきます。予算書で説明させていただきます。1ページを御覧ください。

.....
議案第17号

令和5年度南部町国民健康保険事業特別会計予算

令和5年度南部町の国民健康保険事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算）

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ1,410,700千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

令和5年3月 2日

提出 南 部 町 長 陶 山 清 孝

.....

それでは、歳出から説明させていただきます。8ページを御覧ください。主なもので説明させていただきます。1款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費です。本年度予算額は951万7,000円で、前年度より178万5,000円の増になります。主な理由は、データヘルス計画の委託料の増になります。

2項徴税费、1目賦課徴収費です。本年度予算額は146万1,000円で、前年度より88万2,000円の減になります。主な理由は、システム改修に要する委託料の減になります。

2款保険給付費、1項療養諸費、1目一般被保険者療養給付費です。本年度予算額は9億2,875万9,000円で、前年度より9,095万3,000円の増としております。こちらは過去3年度の対前年比の伸び率により算出しております。

9ページを御覧ください。2款保険給付費、2項高額療養費、1目一般被保険者高額療養費です。本年度予算額は1億5,353万7,000円で、前年度より1,753万7,000円の増としております。こちらも過去3年度の対前年比の伸び率により算出しております。

10ページを御覧ください。3款国民健康保険事業費納付金、1項国民健康保険事業費納付金です。医療、後期、介護を合わせまして本年度予算額は2億6,892万円で、前年度より370万6,000円の増額になります。それぞれの内訳は予算書で御覧いただきたいと思っております。こちらは国が提示した計数により県が算出して確定した納付金になります。

11ページを御覧ください。6款保健事業費、1項特定健康診査等事業費、1目特定健康診査等事業費です。本年度予算は1,232万4,000円で、前年度より92万5,000円の増としております。こちらは特定健康診査や特定保健指導の費用になります。

次に、歳入を説明します。5ページを御覧ください。1款国民健康保険税、1項国民健康保険税、1目一般被保険者国民健康保険税です。本年度予算は1億8,442万3,000円で、前年度より1,156万3,000円の減としております。内訳は記載のとおりです。なお、国民健康保険税は歳入歳出の不足額を計上しております。

6ページを御覧ください。5款県支出金、2項県補助金、1目保険給付費等交付金です。本年度予算は11億2,559万9,000円で、前年度より1億2,364万円の増としております。こちら歳出側の保険給付費の増によるものです。

8款繰入金、1項繰入金、1目一般会計繰入金です。本年度予算額は9,963万円で、前年

度より194万2,000円の増としております。事務費繰入金の増を見込んだことによるものになります。

続きまして、13ページです。13ページの給与費明細書は、特別会計の国保運営協議会の委員6名分になります。

続きまして、14ページ以降は職員分を載せておりますので、御確認をください。

最後に、19ページになります。債務負担行為で翌年度以降にわたるものについての前年度末までの支出額または支出額の見込み及び当該年度以降の支出予定額等に関する調書になります。いわゆるゼロ債でございますので、御確認をお願いします。

以上でございます。御審議のほど、よろしく申し上げます。

続きまして、後期高齢者医療特別会計について説明させていただきます。予算書で説明させていただきます。1ページを御覧ください。

議案第18号

令和5年度南部町後期高齢者医療特別会計予算

令和5年度南部町の後期高齢者医療特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ180,800千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

令和5年3月 2日 提出 南部町長 陶山清孝

令和5年3月 日 決 南部町議会議長 景山 浩

こちらは前年度と比較して330万円の増額予算となっております。

それでは、歳出から説明させていただきます。7ページを御覧ください。主なものを説明させていただきます。1款総務費、こちらは事務的経費となっております。1項総務管理費、1目一般管理費です。本年度予算額は112万1,000円で、前年度より68万6,000円の減としております。郵送料の減によるものが主な理由です。

2項徴収費、1目徴収費です。本年度予算額は132万2,000円で、前年度より65万4,000円の減としております。減額の主な理由は、前年度のシステム改修委託料の減によるものです。

2 款分担金及び負担金、1 項広域連合負担金、1 目広域連合分賦金です。本年度予算は1 億7, 2 0 8 万8, 0 0 0 円で、前年度より4 5 1 万8, 0 0 0 円の増としております。被保険者数及び医療費の推移から広域連合が算出されたものになっております。

次に、歳入を説明させていただきます。5 ページを御覧ください。1 款後期高齢者医療保険料、1 項後期高齢者医療保険料、1 目後期高齢者医療保険料です。本年度予算は1 億1, 6 4 3 万7, 0 0 0 円で、前年度より1 7 3 万4, 0 0 0 円の減としております。被保険者数の推移から広域連合が算出したものになります。

4 款繰入金、1 項繰入金、1 目一般会計繰入金です。本年度予算額は5, 8 2 4 万9, 0 0 0 円で、前年度より5 7 8 万9, 0 0 0 円の増としております。事務費と基盤安定繰入金の増加によるものです。

6 ページを御覧ください。6 款諸収入、3 項雑入、1 目雑入です。本年度予算は5 6 0 万2, 0 0 0 円で、前年度より7 5 万5, 0 0 0 円の減としております。こちら郵送料の減額により広域連合からの収入が減るものになります。

最後に、9 ページをお願いします。債務負担行為で翌年度以降にわたるものについての前年度末までの支出額または支出額の見込み及び当該年度以降の支出予定額等に関する調書を載せております。いわゆるゼロ債でございますので、御確認をお願いします。

以上でございます。御審議のほど、よろしく申し上げます。

続きまして、墓苑事業特別会計の説明をさせていただきます。予算書で説明させていただきます。1 ページを御覧ください。

.....
議案第19号

令和5年度南部町墓苑事業特別会計予算

令和5年度南部町の墓苑事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ2, 3 5 0 千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

令和5年3月 2日 提出 南部町長 陶山清孝

令和5年3月 日 決 南部町議会議長 景山 浩

それでは、歳出から説明させていただきます。4ページを御覧ください。1款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費です。本年度予算は97万7,000円で、前年度より12万4,000円の増としております。墓苑の維持管理費になります。

2款諸支出金、1項償還金、1目償還金です。本年度予算額は109万8,000円で、前年度と同額にしております。こちら未使用の墓苑の解約による返還金になります。

次に、歳入について説明します。3ページをお願いします。1款使用料及び手数料、1項使用料、1目墓地使用料です。本年度予算額は167万2,000円で、前年度と同額にしております。新規購入された場合の使用料になります。

2項手数料、1目墓地手数料になります。本年度予算額は67万8,000円で、前年度と同額にしております。管理の手数料になります。

以上でございます。御審議のほど、よろしくお願いいたします。

○議長（景山 浩君） ここで休憩を入れたいと思います。再開は10時10分といたします。

午前 9時55分休憩

午前10時10分再開

○議長（景山 浩君） 会議を再開します。

建設課長、岡田光政君。

○建設課長（岡田 光政君） 建設課長です。それでは、議案第20号、令和5年度南部町農業集落排水事業特別会計予算について御説明をします。別冊の予算書の1ページをお願いします。

議案第20号

令和5年度南部町農業集落排水事業特別会計予算

令和5年度南部町の農業集落排水事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算）

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ213,400千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

（地方債）

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は「第2表 地方債」による。

令和5年3月 2日

提出 南部町長 陶山清孝

令和5年3月 日

決 南部町議会議長 景山 浩

.....

それでは、3ページをお願いします。第2表、地方債です。起債の目的は、資本費平準化債と公営企業会計適用債で、合わせまして限度額が3,580万円です。起債の方法、利率、償還の方法は、予算書に記載しておりますのでお願いします。

続きまして、歳出について御説明いたします。6ページをお願いします。1款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費は、本年度予算額1,610万3,000円で、前年度と比較して126万1,000円の増額です。これは主に職員給与1名分と消費税の納付になっております。

2目維持管理費は、本年度予算額6,533万5,000円で、前年度と比較して28万3,000円の増額です。これは主に施設の維持管理費と公営企業会計法適化に係る委託料です。

7ページをお願いします。2款公債費、1項公債費、1目元金は、本年度予算額1億2,150万9,000円で、前年度と比較して1,707万7,000円の減額です。

2目利子は、本年度予算額1,037万4,000円で、前年度と比較して308万1,000円の減額です。

なお、8ページから12ページまでは給与費明細書になります。お読み取りのほうをお願いいたします。

続きまして、歳入について御説明します。5ページをお願いします。1款分担金及び負担金、1項分担金、1目農林水産業費分担金は、本年度予算額1万5,000円で、前年度に比べて2万円の減額です。

2款使用料及び手数料、1項使用料、1目集落排水使用料は、本年度予算額7,168万5,000円で、前年度と比較して12万8,000円の減額です。令和4年度の決算見込みにより予算を立てております。

4款繰入金、1項繰入金、1目一般会計繰入金は、本年度予算額1億589万円で、前年度と比較して584万8,000円の増額です。

7款町債、1項町債、1目下水道債は、本年度予算額3,580万円で、前年度と比較して2,430万円の減額です。

次に、13ページをお願いします。債務負担行為で翌年度以降にわたるものについての前年度末までの支出額または支出額の見込み及び当該年度以降の支出予定額等に関する調書でございま

す。いわゆるゼロ債に係るものです。

14ページをお願いいたします。地方債の前々年度末における現在高並びに前年度末及び当該年度末における現在高の見込みに関する調書です。区分としましては、1の農業集落排水事業債、2の資本費平準化債、3の公営企業会計適用債を合わせまして、当該年度増減見込額の起債見込額が3,580万円、償還元金見込額が1億2,150万9,000円となりまして、令和5年度末の現在高見込額が9億1,486万2,000円になります。

以上でございます。御審議のほど、よろしく申し上げます。

続きまして、議案第21号、南部町浄化槽整備事業特別会計予算について御説明します。別冊の予算書の1ページをお願いします。

.....

議案第21号

令和5年度南部町浄化槽整備事業特別会計予算

令和5年度南部町の浄化槽整備事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ63,100千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(地方債)

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は「第2表 地方債」による。

令和5年3月 2日

提出 南部町長 陶山清孝

令和5年3月 日

決 南部町議会議長 景山 浩

.....

それでは、3ページをお願いします。第2表の地方債です。起債の目的は、浄化槽整備事業債と公営企業会計適用債で、合わせまして限度額が220万円です。起債の方法、利率、償還の方法は、予算書に記載のとおりです。

続きまして、歳出から御説明しますので、7ページをお願いします。1款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費は、本年度予算額4,159万円で、前年度と比較して77万1,000円の減額になります。これは主に浄化槽の維持管理費に係る費用と公営企業会計法適化に係る委

託料になります。

2項施設費、1目浄化槽建設費は、本年度予算額450万円で、前年度と同額にしております。令和5年度中には3基の設置を予定しております。

3項小規模集合施設管理費、1目小規模集合施設管理費は、本年度予算額108万1,000円で、前年度と比較しまして12万9,000円の増額です。城山及び馬場地内の町営住宅の浄化槽維持管理費になっております。

8ページをお願いします。2款公債費、1項公債費、1目元金は、本年度予算額1,282万2,000円で、前年度と比較して27万3,000円の増額です。

2目利子につきましては、本年度予算額302万5,000円で、前年度と比較しまして18万8,000円の減額です。

次に、歳入について御説明いたします。5ページをお願いします。1款分担金及び負担金、1項分担金、1目浄化槽分担金は、本年度予算額90万4,000円で、前年度と同額にしております。

2款使用料及び手数料、1項使用料、1目浄化槽使用料は、本年度予算額2,007万8,000円で、前年度と比較して21万1,000円の増額です。令和4年度の決算見込みにより予算を立てております。

3款国庫支出金、1項国庫補助金、1目浄化槽整備事業補助金は、本年度予算額110万4,000円で、前年度と同額にしております。

6ページをお願いします。4款繰入金、1項繰入金、1目一般会計繰入金は、本年度予算額3,880万9,000円で、前年度と比較しまして338万9,000円の増額です。

7款町債、1項町債、1目衛生債は、本年度予算額220万円で、前年度と比較して410万円の減額です。

次に、9ページをお願いします。債務負担行為で翌年度以降にわたるものについての前年度末までの支出額または支出額の見込み及び当該年度以降の支出予定額等に関する調書です。お読み取りのほうをお願いしたいと思います。

10ページをお願いします。地方債の前々年度末における現在高並びに前年度末及び当該年度末における現在高の見込みに関する調書です。区分としましては、1の浄化槽整備事業債、2の公営企業会計適用債を合わせまして、当該年度増減見込額の起債見込額が220万円、償還元金見込額が1,282万2,000円で、令和5年度末の現在高見込額が1億5,952万7,000円です。

以上でございます。御審議のほど、よろしく申し上げます。

続きまして、議案第22号、令和5年度南部町公共下水道事業特別会計予算について御説明をします。別冊の予算書の1ページをお願いします。

議案第22号

令和5年度南部町公共下水道事業特別会計予算

令和5年度南部町の公共下水道事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ232,900千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(地方債)

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は「第2表 地方債」による。

令和5年3月 2日

提出 南部町長 陶山清孝

令和5年3月 日

決 南部町議会議長 景山 浩

それでは、3ページをお願いします。第2表、地方債です。起債の目的は、資本費平準化債、建設改良債、公営企業会計適用債で、合わせまして限度額が6,660万円です。起債の方法、利率、償還の方法は、予算書に記載のとおりです。

続きまして、歳出について御説明いたします。7ページをお願いします。1款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費は、本年度予算額1,371万5,000円で、前年度と比較して87万6,000円の増額です。これは主に職員給与1名分と消費税の納付になります。

2目維持管理費は、本年度予算額1億1,930万7,000円で、前年度と比較して6,047万円の増額です。これは主に施設の維持管理費と公営企業会計法適化に係る委託料になります。また、1村2町共同の移動式脱水車の更新に伴う負担金、それから下水道マンホール設備の改築に係る費用も計上をしております。

8ページをお願いします。2款公債費、1項公債費、1目元金は、本年度予算額8,620万円で、前年度と比較して262万6,000円の増額です。

2目利子は、本年度予算額1,359万2,000円で、前年度と比較して131万円の減額です。

なお、9ページから13ページまでは給与費の明細書になりますので、お読み取りをお願いいたします。

次に、歳入について御説明します。5ページをお願いします。1款分担金及び負担金、1項分担金、1目下水道分担金は、本年度予算額7万円で、前年度と同額です。

2款使用料及び手数料、1項使用料、1目下水道使用料は、本年度予算額7,053万9,000円で、前年度と比較して309万3,000円の増額です。令和4年度の決算見込みにより予算を立てております。

3款国庫支出金、1項国庫補助金、1目下水道費国庫補助金は、本年度予算額1,699万5,000円で、前年度と比較して1,523万5,000円の増額です。

4款繰入金、1項一般会計繰入金、1目一般会計繰入金は、本年度予算額7,868万6,000円で、前年度と比較して767万2,000円の増額です。

6ページをお願いします。7款町債、1項町債、1目下水道債は、本年度予算額6,660万円で、前年度と比較して3,670万円の増額です。

次に、14ページをお願いします。債務負担行為で翌年度以降にわたるものについての前年度末までの支出額または支出額の見込み及び当該年度以降の支出予定額等に関する調書です。お読み取りのほうをお願いいたします。

15ページをお願いします。地方債の前々年度末における現在高並びに前年度末及び当該年度末における現在高の見込みに関する調書です。区分としましては、1の特定環境保全公共下水道債、2の資本費平準化債、3の公営企業会計適用債を合わせまして、当該年度増減見込額の起債見込額が6,660万円、償還元金見込額が8,620万円で、令和5年度末の現在高見込額が9億3,975万5,000円となる見込みです。

以上でございます。御審議のほど、よろしくをお願いいたします。

○議長（景山 浩君） 町民生活課長、渡邊悦朗君。

○町民生活課長（渡邊 悦朗君） 町民生活課長です。太陽光発電事業特別会計の予算について御説明いたします。予算書で説明させていただきます。1ページを御覧ください。

.....
議案第23号

令和5年度南部町太陽光発電事業特別会計予算

令和5年度南部町の太陽光発電事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ74,100千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

令和5年3月 2日 提出 南部町長 陶山清孝

令和5年3月 日 決 南部町議会議長 景山 浩

.....
それでは、歳出から説明をさせていただきます。5ページを御覧ください。1款総務費、1項総務管理費、1目維持管理費です。本年度予算は2,931万6,000円で、前年度より1,390万円の増としております。基金積立金と公課費の増によるものです。

2款環境費、1項環境対策費、1目環境対策費です。本年度予算額は1,388万円で、前年度より920万円の減としております。こちらは再生エネルギーへの補助や防犯灯のLED化の維持費を一般会計へ繰り出すものです。

次に、歳入について御説明いたします。4ページを御覧ください。4款諸収入、1項収益事業収入、1目売電収入です。本年度予算額は7,408万7,000円で、前年度より1,399万9,000円の増としております。こちらは令和4年度の実績見込みにより作成しております。

7ページを御覧ください。債務負担行為で翌年度以降にわたるものについての前年度末までの支出額または支出額の見込み及び当該年度以降の支出予定額等に関する調書になります。いわゆるゼロ債でございますので、御確認をお願いします。

8ページを御覧ください。地方債の前々年度末における現在高並びに前年度末及び当該年度末における現在高の見込みに関する調書になります。区分は太陽光発電事業債、前々年度末現在高は2億5,954万3,000円、前年度末現在高見込額は2億3,139万2,000円、当該年度中の償還元金見込額は2,832万2,000円、当該年度末現在高見込額は2億307万円となります。

以上でございます。御審議のほど、よろしく申し上げます。

○議長（景山 浩君） 建設課長、岡田光政君。

○建設課長（岡田 光政君） 建設課長です。それでは、令和5年度南部町水道事業会計予算について御説明をいたします。

別冊の予算書の1ページをお願いいたします。議案第24号、令和5年度南部町水道事業会計

予算。

総則。第1条、令和5年度南部町水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

業務の予定量。第2条、業務の予定量は、次のとおりとする。(1)給水戸数は4,114件。(2)年間総給水量は111万6,221立方メートル。(3)一日平均給水量は3,058立方メートル。(4)主な建設改良工事は、老朽管路の更新事業を予定しております。

収益的収入及び支出。第3条、収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

初めに、収入です。第1款水道事業収益は2億1,819万1,000円です。内訳は、第1項営業収益は1億9,014万7,000円、第2項営業外収益は2,804万4,000円、第3項特別利益は予定しておりません。

次に、支出でございます。第1款水道事業費用は2億752万2,000円です。内訳としては、第1項営業費用は1億9,122万1,000円、第2項営業外費用は1,629万6,000円、第3項特別損失は見込んでおりません。第4項予備費は5,000円です。

次に、2ページをお願いします。資本的収入及び支出。第4条、資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。(資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額8,311万9,000円は、過年度分損益勘定留保資金をもって補填するものとする。)

初めに、収入です。第1款資本的収入は4,205万3,000円です。内訳は、第1項企業債は3,500万円、第2項出資金は705万3,000円になります。

次に、支出です。第1款資本的支出は1億2,517万2,000円です。内訳は、第1項建設改良費は5,010万円、第2項企業債償還金は7,507万2,000円です。

企業債。第5条、起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおり定める。

起債の目的は老朽施設更新等で、限度額は7,000万円です。起債の方法、利率及び償還の方法は、予算書に記載のとおりです。

一時借入れ。第6条、一時借入金の限度額は、3,000万円と定める。

3ページをお願いします。予定支出の各項の経費の金額の流用。第7条、予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。(1)収益的支出における各項間の流用。(2)資本的支出における各項間の流用。

議会の議決を経なければ流用することができない経費。第8条、次に掲げる経費については、その経費の金額を、それ以外の経費の金額に流用し、また、それ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。(1)職員給与費500万5,000円。

他会計からの補助金。第9条、営業助成並びに施設に対する補助金として他会計からこの会計へ補助金を受ける金額は、937万4,000円である。

棚卸資産購入限度額。第10条、棚卸資産の購入限度額は、200万円と定める。

それでは、10ページをお願いいたします。令和5年度予定キャッシュ・フローの計算書になります。ページの一番下の段になりますけれども、令和5年度末の資金期末残高は3,130万8,000円となる予定です。

次に、11ページから19ページまでは給与費明細書を載せております。職員1名分を計上しております。お読み取りのほうをお願いしたいと思います。

次に、20ページをお願いします。令和5年度南部町水道事業会計予定貸借対照表です。初めに、資産の部です。1、固定資産と21ページの2、流動資産を合わせまして、資産の合計は21億2,107万2,541円となります。

次に、負債の部です。3の固定負債、4、流動負債、22ページになりますけれども、5の繰延べ収益を合わせまして、負債の合計は13億260万6,714円になります。

次に、資本の部です。6、資本金と7、剰余金を合わせまして、23ページの中ほどになりますけれども、資本の合計は8億1,846万5,827円となり、負債と資本の合計は21億2,107万2,541円となります。

次に、33ページをお願いいたします。令和5年度南部町水道事業会計予算明細書です。初めに、収益的収入及び支出の収入のほうから御説明いたします。1款水道事業収益、1項営業収益、1目給水収益の本年度予算額は1億8,780万3,000円で、前年度と比較しまして101万円の減額です。

2目その他営業収益は114万円で、前年度と比較して10万円の増額です。

3目受託工事収益は50万円で、前年度と同額にしております。

4目水道加入金は70万4,000円で、前年度と比較しまして3万6,000円の増額にしております。

2項営業外収益、3目他会計補助金は132万円で、前年度と比較して11万8,000円の減額です。これは統合前の簡易水道の起債利息償還に対する一般会計の繰入れになっております。

34ページをお願いいたします。次に、支出のほうです。1款水道事業費用、1項営業費用、1目原水及び浄水費の本年度予定額は5,211万7,000円で、前年度と比較して858万9,000円の増額です。これは電気料金高騰による動力費が増額になったことが主な要因になっております。

2 目配水及び給水費は2,639万6,000円で、前年度と比較して582万9,000円の増額です。

3 目受託工事費は200万円で、前年度と同額にしております。

4 目総係費は1,776万5,000円で、前年度と比較して588万2,000円の減額です。前年度に比へまして委託料が減額になったことが主な要因になっております。

36 ページをお願いします。2 項営業外費用、1 目支払い利息及び企業債取扱諸費の本年度予定額は1,138万5,000円で、前年度と比較して154万3,000円の減額です。これは起業債の償還利息になります。

37 ページをお願いします。資本的収入及び支出の収入です。1 款資本的収入、1 項企業債、1 目企業債の本年度予定額は3,500万円で、前年度と同額にしております。これは老朽管路更新事業に係る起債対象、本管のみの借入れになっております。

2 項出資金、2 目他会計補助金の本年度予定額は705万3,000円で、前年度と比較して11万8,000円の増額です。これは簡易水道の企業債元金償還に係る一般会計の繰入れになっております。

38 ページをお願いいたします。次に、支出です。1 款資本的支出、1 項建設改良費、1 目上水道拡張工事の本年度予定額は5,000万円で、前年度と同額です。これは老朽管路の更新事業で、令和4年度で円山地区が完了しました。令和5年度からは東西町地区の更新事業のほうに着手をいたします。

2 項企業債償還金、1 目企業債償還金の本年度予定額は7,507万2,000円で、前年度と比較して248万8,000円の減額です。これは起債の元金償還になります。

39 ページをお願いします。地方債の前々年度末における現在高並びに前年度末及び当該年度末における現在高の見込みに関する調書です。区分としましては、1の上水道企業債と2の簡易水道企業債を合わせまして、当該年度増減見込額の当該年度中の起債見込額は3,500万円、償還元金見込額は7,507万1,000円で、令和5年度末の現在高見込額は6億6,355万8,000円になる予定としております。

以上でございます。御審議のほど、よろしく申し上げます。

○議長（景山 浩君） 病院事業管理者、足立正久君。

○病院事業管理者（足立 正久君） 病院事業管理者です。では、私のほうからは、議案第25号の病院事業会計と第26号の在宅生活支援事業会計について御説明をさせていただきます。最初に、南部町病院事業会計予算書のほうをお願いいたします。1ページを御覧いただきたいと思い

ます。議案第25号、令和5年度南部町病院事業会計予算。

総則。第1条、令和5年度南部町病院事業会計予算は、次に定めるところによる。

業務の予定量。第2条、業務の予定量は、次のとおりとする。病院病床数198床。一般病床49床、療養病床50床、うち介護療養病床16床。精神病床99床であります。年間延べ患者数、入院6万1,322人、外来5万1,908人。一日平均患者数、入院167.5人、外来213.6人を予定しております。

次に、収益的収入及び支出でございます。第3条、収益的収入及び支出の予定額は、次のとおり定める。

収入。第1款病院事業収益24億8,674万5,000円。内訳といたしまして、第1項医業収益19億1,086万9,000円、第2項医業外収益5億7,587万6,000円であります。

支出につきましては、第1款病院事業費用24億8,674万5,000円。内訳といたしまして、第1項医業費用24億2,949万5,000円、第2項医業外費用5,725万円を予定しております。

次に、2ページをお願いいたします。資本的収入及び支出でございます。第4条、資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。（資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額1億5,009万7,000円は過年度分損益勘定留保資金をもって補填するものとする。）

収入につきましては、第1款資本的収入1億7,903万7,000円。内訳といたしまして、第1項補助金1億6,083万7,000円、第2項企業債1,820万円。

支出につきましては、第1款資本的支出3億2,913万4,000円。内訳は、第1項建設改良費7,936万1,000円、第2項企業債償還金2億4,977万3,000円であります。

次に、企業債であります。第5条、起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は次のとおり定める。

起債の目的。医療機器等整備につきましては、限度額580万円。施設整備につきましては、1,240万円を限度額といたしております。起債の方法、利率、償還の方法については、予算書記載のとおりでございます。

一時借入金。第6条、一時借入金の限度額は、5億円と定める。前年度と同額でございます。

次に、3ページをお願いいたします。予定支出の各項の経費の金額の流用についてでございます。第7条、予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおり定める。医業費用及び医業外費用でございます。

議会の議決を経なければ流用できない経費。第8条、次に掲げる経費については、その経費の金額をそれ以外の経費の金額に流用し、またはそれ以外の経費をその金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。給与費15億4,407万7,000円、交際費77万7,000円。

棚卸資産の購入限度額。第9条、棚卸資産の購入限度額は、1億円と定める。前年度と同額でございます。

次に、予算の概要を説明させていただきたいと思います。17ページをお願いいたします。主なものについて説明をさせていただきます。最初に収入ですが、病院事業収益のうち第1項医業収益につきましては、前年度より785万2,000円増額し、19億1,086万9,000円としております。コロナの受診控え等、患者数が伸び悩んでいる中ではありますが、入院収益につきましては、昨年10月、基準を取得しました看護職員処遇改善評価料をはじめ、新たな施設基準の取得、さらには精神科病棟の基本入院料を13対1という手厚い体制にすることなどによる増収を見込みまして、入院収益につきましては13億2,517万3,000円としております。

外来収益につきましては、前年度とほぼ同額の4億2,788万3,000円としているところでございます。

18ページをお願いいたします。医業外収益についてであります。医業外収益につきましては、前年度より534万8,000円減額の5億7,587万6,000円を予定してるところでございます。主な変動要因といたしましては、4目のその他医業外収益について、これまで病院のほうで収入をしておりました病衣、おむつ代等を業者に直接支払いをしていただく形的方式に変更したことによる減収を見込み、1,539万7,000円を計上しております。

第6目の長期前受金戻入れ額につきましては、起債償還に対する補助金の増額を見込み、6,834万円としているところでございます。

以上によりまして、病院事業収益は24億8,674万5,000円となるところでございます。

次に、支出でございます。19ページをお願いいたします。医業費用、第1目の給与費についてであります。昨年度の人事院勧告を踏まえた給料表の改定及び勤勉手当の支給割合の見直し、看護職員等の処遇改善のための救急医療機関勤務臨時手当の増額などを反映させ、昨年度より3,339万円増額の15億4,407万7,000円としておるところでございます。

飛びまして、22ページをお願いいたします。材料費についてでございます。特に材料費につ

きましては、後発薬の切替えや薬価交渉等と通じて薬品費等を削減し、昨年度より934万6,000円減額の2億492万9,000円としているところでございます。

また、第3目の経費につきましては、光熱水費、燃料費が高騰しているところではありますが、修繕箇所の進捗調整、あるいは必要額の精査を行い、全体としては昨年度より2,220万9,000円減額の4億9,006万8,000円としているところでございます。

25ページをお願いいたします。一番下のところになりますけれども、以上のようなことにより、病院事業費用は24億8,674万5,000円となるところでございます。

26ページをお願いいたします。資本的収入及び支出であります。令和5年度は、医療機器の整備につきましては、医療の安全性の確保、質の向上を図る観点から、人工呼吸器でありますとか麻酔システム等の更新を行うとともに、新たにエックス線の骨密度測定装置の整備を行うことを予定しております。また、施設整備につきましては、上水給水管の切替え、配管工事、あるいは老朽化している電話交換室のエアコン改修工事を行う予定としており、所要の経費及び財源とする2件の補助金、企業債を計上させていただいてるところでございます。

その他、説明は省略させていただきましたが、予定キャッシュ・フロー計算書、予定貸借対照表、給与費明細書、企業債現在高見込みに関する調書を添付しておりますので、御覧いただければと思います。よろしく御審議のほど、お願いいたします。

続きまして、議案第26号、南部町在宅生活支援事業会計予算について説明を申し上げます。別冊の資料のほうの1ページをお願いいたします。南部町の訪問看護ステーションに係る予算でございます。議案第26号、令和5年度南部町在宅生活支援事業会計予算。

総則。第1条、令和5年度南部町在宅生活支援事業会計予算は、次に定めるところによる。

業務の予定量。第2条、業務の予定量は、次のとおりとする。訪問看護事業、介護保険対象者1,095回。医療保険対象者3,550回。

収益的収入及び支出。第3条、収益的収入及び支出の予定額は、次のとおり定める。

収入。第1款在宅生活支援事業収益4,687万4,000円。内訳といたしまして、第1項訪問看護収益4,647万3,000円、第2項その他収益40万1,000円。

支出でありますけれども、第1款在宅生活支援事業費用、第1項訪問看護費用、いずれも4,687万4,000円といたしております。

2ページをお願いいたします。一時借入金でございます。第4条、一時借入金の限度額は、200万円と定める。昨年度と同額でございます。

議会の議決を経なければ流用できない経費。第5条、次に掲げる経費については、その経費の

金額をそれ以外の経費の金額に流用し、またはそれ以外の経費をその金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。給与費4,212万7,000円でございます。

棚卸資産の購入限度額。第6条、棚卸資産の購入限度額は、22万6,000円と定めるものであります。

次に、予算の概要について説明をさせていただきます。13ページをお願いいたします。最初に、収入でございますが、訪問看護収益につきましては、昨年度より143万8,000円増額の4,647万3,000円としております。

また、第2項のその他収益につきましては、新型コロナウイルス感染症患者に対する在宅療養の協力金の減収を見込みまして、昨年度より200万円減額の40万1,000円としてるところでございます。

以上によりまして、在宅生活支援事業収益につきましては、4,687万4,000円となります。

14ページをお願いいたします。訪問看護の費用に関してでございますが、給与費につきましては、昨年度の人事院勧告を踏まえた勤勉手当の支給割合の引上げ、看護職員等の処遇改善のための救急医療機関勤務臨時手当の増額などを反映させ、63万9,000円増額の4,212万7,000円としております。

また、第3項の経費につきましては、必要額の精査を行い、昨年度より115万8,000円減額し、459万6,000円としております。

以上により、在宅生活支援事業の費用は4,687万4,000円となります。

その他、説明を省略させていただきましたけども、予定キャッシュ・フロー計算書、予定貸借対照表、給与費明細書を添付しておりますので、御覧いただければと思います。

以上、御審議のほど、よろしく申し上げます。

○議長（景山 浩君） 副町長、土江一史君。

○副町長（土江 一史君） 副町長でございます。議案書の53ページをお願いいたします。議案第27号、辺地に係る公共的施設の総合整備計画の変更についてです。

辺地に係る公共的設備を総合的に整備するため、別紙のとおり総合整備計画を変更することについて、辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律第3条第1項の規定により議会の議決を求めるものでございます。

変更点は2点でございます。

1点目は、7つ全ての辺地が対象となっている光ファイバ整備事業について、令和5年度に行

う不要配線、機器撤去工事に係る事業費を追加するために計画を変更するものでございます。

2点目は、朝金辺地において果樹の産地としての南部町を次世代につなぐことを目的に、五色ヶ丘果樹団地の再整備を行うため、事業の追加を行うものです。

以上、御審議よろしくお願いたします。

○議長（景山 浩君） 提案説明が終了いたしました。

ここで休憩を挟みたいと思います。再開は11時20分といたします。

午前11時03分休憩

午前11時20分再開

○議長（景山 浩君） 会議を再開いたします。

上程議案に対する質疑の前に訂正がございますので、よろしくお願いたします。

町民生活課長、渡邊悦朗君。

○町民生活課長（渡邊 悦朗君） 町民生活課長です。太陽光発電事業特別会計の令和5年度の当初予算の説明の中でちょっと桁を間違えて説明しておりましたので、訂正させていただきます。

2款環境費、1項環境対策費、1目環境対策費の前年度との比較を「920万円の減」と説明をさせていただきましたけれども、「92万円の減」ということですので、訂正をお願いします。以上です。

日程第15 上程議案に対する質疑

○議長（景山 浩君） 日程第15、上程議案に対する質疑。

昨日2日より、町長から上程議案の提案説明がありました。

これより、上程議案に対する質疑を行います。

質疑は、会議規則第54条第1項に規定されているとおり、簡明に、かつ、疑問点のみについて行ってください。

また、個別質疑につきましては予算決算常任委員会で行うこととなりますので、総括的な質疑のみをお願いします。

なお、総括的な質疑とは、横断的なものや全般的なものであり、委員会で聞けることは委員会で聞くこととなると規定をされておりますので、よろしくお願をいたします。

議案第1号、令和4年度南部町一般会計補正予算（第7号）、質疑はありませんか。

7番、白川立真君。

○議員（7番 白川 立真君） 総括ということなので、ちょっと教育費について伺ってまいります。教育費は例年、執行率が99%近いものだなと思っておりましたけども、このたび見ると大分減額があちこちあって、小学校の教育振興費、中学校の教育振興費、文化財保護費、同和教育振興費、保健体育費など、学校給食も含めて全て減額になっていますが、これはなぜでしょうかと。

○議長（景山 浩君） 教育次長、岩田典弘君。

○教育次長（岩田 典弘君） 教育次長です。詳細につきましてはまた委員会のほうで説明させていただきますけども、減額の理由ですけども、教育振興費、小学校、中学校ございますけども、そちらにつきましてはやはり行事、大会のほうがコロナ禍ということもありまして中止、縮小というところでバスの借り上げ料だとかというところで減額になっておりまして、コロナというところが大きいかと思えます。

ちょっとコロナも関係しますけども、給食費も先ほど出ましたけども、給食費につきましては6月補正で物価高騰というところで10%程度補正をさせていただきましたけども、やはり物価が高騰して値上げはさせていただいたんですけども、12月から給食費のほうは値上げさせていただきましたので、その間の相違もありましたので実績見込みというところで、そちらのところは物価高騰の理由で減額というようになっています。以上でございます。

○議長（景山 浩君） よろしいですか。

11番、細田元教君。

○議員（11番 細田 元教君） 総括的にお聞きします。

今回の一般会計補正予算ですけど、二、三点聞きたいのは、地方交付税が確定しておりますね。9,517万1,000円入ってきて確定しましたが、これが予定どおり来ておられるのかどうか。

特別交付税が7,000万入りましたね。特別交付税も令和5年の予算見ても、予算立てておられますが、これもいろんな事業されて特別交付税が入っておると思いますが、その事業名、こういうことをやったけん増えたんじゃないだろうかというようなことが分かるのかどうか。

それと、今回、繰入金で基金を入れるようにして予算立てておられましたが、令和4年度。それを崩さなくてもよいような予算になったというように解釈していいのかどうか。

それと、もう一点は、この中で、今回の補正で一番大きなのが、要は除雪費の道路維持費3,000万が入っておりますが、これに対して一般質問等があるって言われましたし、全協でもある程度お聞きしましたが、この総括的な除雪に対しての、全体の流れ見て、町長の考えは、今回

はどのようなものだったのかお聞きしたいと思います。以上です。

○議長（景山 浩君） 総務課長、大塚壮君。

○総務課長（大塚 壮君） 総務課長でございます。補正の地方交付税の件で御質問がありました。

普通交付税につきましては、交付決定額ということでお示しをしております。

それから、特別交付税については、交付見込額を記載しております。交付税の中身については委員会のほうでお示ししたいというふうに思います。

それから、繰入金、基金繰入金のほうでございます。議員おっしゃいますとおり、交付税の増額というのが一番、ところでございます。

それから、そのことによって当初見込んだ基金を取り崩す必要がなくなったということに尽きるというふうに思います。以上でございます。

○議長（景山 浩君） 町長、陶山清孝君。

○町長（陶山 清孝君） 町長です。除雪について御質問いただきましたので、私の考えてるところをお答えいたします。

今回補正をいただくわけですけれども、雪が降れば除雪については補正で対応するというのをこれまでもやってきてます。その額については、やはり私も冒頭施政方針の中で申し上げましたが、重たい雪が降った上に、非常に多くの企業の皆さんに作業効率が悪い中で頑張っていたいただきました。この重たい雪がこれからも、昔でいう暖冬、今でいうところの気候変動の中で繰り返し起こるおそれもあります。そういう中で防災等を中心にしながら今後の除雪の考え方を改めて検討していきたいと思っています。

○議長（景山 浩君） いいですか。

13番、真壁容子君。

○議員（13番 真壁 容子君） 私の質問は、先ほど細田議員が質問した中の一つの道路維持事業3,029万5,000円、今回の除雪についてです。

先ほど細田議員が町長のお考えをお聞きしたんですけれども、町長、今回の除雪問題は住民生活に非常に大きな影響を及ぼしています。そのことについて役場のほうも課を超えて電話等で苦情やいろいろと聞いているはずだと思うんですよ。本来であれば、このような内容は議会から全員協議会で説明することを求めることを待たずに、本来は現状どうであったかということと、どういふような声があって、それで町とすれば今回の除雪でどのような課題があったかということとをきちっと報告すべき内容ではなかったんでしょうか。

それと、もう一つは、住民が仕事に行けなかったとか多大な影響を及ぼしているわけですよね。これは言ってみたら雪が降った災害の一つでもあると思うんですよ。そういうときに、町とすればこれをどう捉えて、住民に何らかの形で、私は町長からの声が必要であったのではないかなと思うんですよ。町長はこの点についてどのようにお考えですか。そちらの側から一回も自分、自ら説明しようとなさらないんですよ。

○議長（景山 浩君） 町長、陶山清孝君。

○町長（陶山 清孝君） 町長です。除雪についての総括的なことについてお答えをいたします。

この雪の除雪が、これまで数年間の中でスピーディーにやれたことが今回はできませんでした。方向を何ら変えたわけでもありませんし、同じような対応を取りましたけれども、対応ができなかった。このことに対しては……（サイレン吹鳴）再開します。反省すべきを反省し、次の対応に持っていきたいと思っています。

私は、一番の問題は他市町村であったような停電だろうと思っています。木々が折れて道路を閉鎖したり、冬場の停電は人の命に関わる重大な問題だと思っています。この辺りのところを事前伐開だとか、立木の所有者の皆さんと話し合うことだとか、地域の皆さんと、こういう雪が降った後は一体どうするのか、こういうところの課題の解決またはその糸口が、これまで順調にいった除雪でしたので、不十分な点があったなと思っています。反省すべき点は反省し、新たな取組につなげていきたいと、こう思っています。

○議長（景山 浩君） 13番、真壁容子君。

○議員（13番 真壁 容子君） 反省してるんかどうとか、そういうことをお聞きしてるんじゃないんですよ。今回も三千何万の予算に上がってくるから、どういう状況だって予算が足りなくて組んできたのかということには、その状況を見る客観的な資料が要ると思いませんか。

なぜそのことを求めるかといいますと、町長、役場の皆さんや事業者の方々が本当に昼夜を問わずなさってきたことは、住民はよく見ているんですよ。そのことについてよくやってくれてると思ってると同時に、なぜ今回はこのように遅れてきたのかということについてきちっと、町政に対する信頼を持ち続けるというのは、一番その責任者の方がどうしてこのようになったかということと言わなければ、あっこの事業者がどんなかき方したのか、職員はどうしとったのかということになるんですよ。だから、こういうときこそいち早くトップの方がどういう状況でこうなったのかということ、住民に知らせるっていう私は責任があるっていうこと痛感したんですよ。恐らく議員の皆さんにも電話がかかってきたと思うんですね。でも、議員の皆さんも、今、役場に電話かけたら大変だろうとってちゅうちょなさったり止めてる方々もいらっしゃるんですよ。

そのときに、この事態がどのようにして起きて、町内の中には家の前から雪がかけてなくて、町道の。仕事に行けなかった方が何人いらっしまったのかとか、1日以上たっても学校を休校にするかどうかというように話しているとか、西伯病院に救急車が来ても入ることができなかったというように住民の中で声として出ているんですよ。そのことについてどうであったのか、職員はどのように動いて、事業者の方にどのように協力してもらったけれども何ができなかったのか、このことをはっきりさせて住民に知らせる必要があるんじゃないですか。

反省すべきは反省してって昨日も全協で聞きましたが、中身がない中で反省すべきは反省してって言っても伝わらないんですよ。即刻、状況把握とそのことを議会や住民に、まず議会に出していただきたいと思うんですが、町長、どうですか。それと町長の姿勢ですよ。停電だどうのこうのって言いますが、今起こってる状況はどうだったのかっていうことつかむことが一番ではないですか。

○議長（景山 浩君） 町長、陶山清孝君。

○町長（陶山 清孝君） 町長でございます。町の中で、反省すべきは反省するというのは、状況をしっかりと点検をし、次の災害に備えるということにほかありませんので、この辺りのところは現在防災監を中心にやっているとございまして。それが不十分だということであれば、再度計画というよりも、客観的な事実だとおっしゃいますので、私は客観的な事実を取りまとめるというふうに認識しておるところです。

○議長（景山 浩君） 13番、真壁容子君。

○議員（13番 真壁 容子君） 客観的な事実を取りまとめたものが議会に報告されていない。こちらのほうから、これは除雪のことを説明してくれて議会から求めて全協でお願いしたんですよ。これは、町長は一つの部局のことのようにおっしゃいますけども、町の全体、町長の姿勢が問われてるんじゃないですか。反省すべきはって言いますが、町長自身が状況つかんでいるわけでしょう。状況つかんでいたそのものが今反省してできてるんだ、それが出てくるわけじゃないですか。そのことに重点を置いていらっじゃないんじゃないですか、町自体が。

それで、この事態が大変で仕事に行けなかった状況とか町道すら開かなかった状況ですよ。そのことについて現実と次の課題を住民にどう提示していくかというところが、本が見えてこないんですよ。反省したって言えるんですか、それで。反省していると言えるんですか。状況を把握してほしい。してるというのであれば出すべきですよ。町長、その辺じゃないですか。反省すべきはって言いますが、何がいけなかったのかとか、どこが足りなかったのかっていうところがまだできていないから出ないんですか。今の状況でどうだっということ、私、防災監結構です

から、町長に聞いてるんですよ。あなたが……。笑い事やないですよ。その姿勢が、上の姿勢が影響するの当たり前やないですか。

○議長（景山 浩君） 真壁議員、質疑をお願いします。

○議員（13番 真壁 容子君） はい。笑っておっしゃってるけども、一番身近で、危険で、大事なことです。そのことがどうなったかということ客観的につかんでいるんだったら、すぐ出して説明していただきたいし、この状況について町民に町はどう考えてるかということこの場を使って発信してください。

○議長（景山 浩君） 町長、陶山清孝君。

○町長（陶山 清孝君） 町長でございます。大変住民の皆さんに御心配もおかけしましたし、御迷惑もおかけしたと思っています。ただ、前提として、南部町の除雪は2トンのダンプトラックを十数台動かして、もっとなのかもしれませんが、正式な数字は、私はここで分かりませんが、それを動かしながら早朝から通勤時間、通学時間までに開けるという手法を取ってきました。これは皆さんもよく御存じのとおりだと思っています。

冒頭申しましたように、今回の雪の質が極めて重く、2トンダンプの除雪に耐えられなかった。ですから、根本からこれからの除雪について、また来年も、またはこれから3月に雪が降るかもしれません。1月の24、25のような一番の積雪寒冷時期にこのような雪が降ること自体が、やはり私たちの備えが甘かったと思っています。

また、これはできないと、朝まではかけないといったときに、行政としても町民の皆さんに防災無線等を使ってお知らせするというような手続は必要だったろうと思いますけれども、その辺りのところを十分に検討しながら、これからの防災体制または除雪体制に生かしていきたいと思っています。

○議長（景山 浩君） ほかに質疑はありませんか。

2番、加藤学君。

○議員（2番 加藤 学君） 加藤です。先ほど白川議員が教育費の2,200万減の件を聞かれたので、私のほうは農林水産費のほうの5,200万減の、これの主な理由を聞きたいと思えます。

○議長（景山 浩君） 産業課長、藤原宰君。

○産業課長（藤原 宰君） 産業課長です。農林水産業費の減額につきましては、令和4年度に新たに機械導入であるとかそういったものを計画して実行に移そうとしたんですけれども、申請の取下げですとか事業採択にのらなかったとかそういった諸々の条件がありまして、事業実施に

至らなかった予算について減額をさせていただいたということでございます。

○議長（景山 浩君） ほかにありませんか。

9番、仲田司朗君。

○議員（9番 仲田 司朗君） すみません、私は民生費のほうでお聞かせ願いたいと思います。

これ新型コロナ生活困窮者自立支援事業とか、住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金支給事業、これが合計で約3,000万円近くの減額になっておるわけでございます。これを支援事業として、あるいは支給するというので予算計上されたはずなんですけれども、なぜこんなに多額のものが減額になったのか、支給できる方にきちっとした体制が取れてないのではないか、そういうところちょっとをお聞かせ願いたいと思います。

○議長（景山 浩君） 福祉事務所長、泉潤哉君。

○福祉事務所長（泉 潤哉君） 福祉事務所長です。質問の答えでございますが、住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金事業でございますが、これが主な金額の原因でございますが、この事業は6月に補正させていただきましたが、当初で見込みで350世帯を見込んでいました。この時期は、補正予算の時期は、住民税賦課の時期と重なっていたことや年度替わりもあるということで十分な実数ではなくて、概算で予算を出した数字でございました。350世帯は見込み高でございまして、予算成立後、抽出できるシステムのほうで処理した結果、確認書送付の数は116世帯でございましてほぼ給付できてるということで、見込み違いの分、減額の数字となっている理由でございます。以上です。

○議長（景山 浩君） 9番、仲田司朗君。

○議員（9番 仲田 司朗君） 当初350世帯が実際は116世帯ということで、何かすごく相差があるわけで、算出の仕方というか、そういうところの計算的なものがあつたかもしれませんが、なぜもう少しすぐ対応できるような体制ができなかったのか、あるいは漏れていたのではないかとということもあるんじゃないかと思うんですが、その辺のところを再度確認したいと思いますが、これは細かな委員会のほうで説明を求めたいと思いますが、ただ、町の姿勢としてやっぱり当初、予算がきちっとこういう状況であつて、非課税の皆さん方の世帯に支給するんだという状況の中で補正で組んだ予算でございます。やっぱりもう少しその辺の精査をし、そしてそれを途中分かる範囲内できちっと説明してもらわないといけないと思うんで、何かこの3月の議会で減額しますというのはいささかちょっと乱暴な予算じゃないかなと思って、それから説明を求めた次第でございます。その辺につきまわしていかげなものか、ちょっと再度質問させていただいた次第でございます。

○議長（景山 浩君） 仲田議員、かなり個別質疑になっておりますので、委員会でお聞きいただきたいと思いますが、質疑がありましたので答えられる範囲で。

福祉事務所長、泉潤哉君。

○福祉事務所長（泉 潤哉君） 特別給付金が国のほうから示唆されていた時期と予算の時期も、時間的にも短い時間でしたので、その中で数字を上げることが難しく、また、この給付の給付条件ですけれども、10万円世帯に給付するものでございますが、非課税世帯全体ではなくて、令和3年度分の非課税世帯または家計急変世帯に対する給付金をもらっている方に対しては対象外でございまして、そういった全体の非課税世帯から3年度分にもらった方などを除外するような難しい、抽出する条件がちょっと難しかったものでして、そういった理由で見込みのほうを立てづらかったというところがございます。そこは反省しております。以上でございます。

○議長（景山 浩君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（景山 浩君） 進みます。

議案第2号、令和4年度南部町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）、質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（景山 浩君） 質疑なしと認めます。

議案第3号、令和4年度南部町墓苑事業特別会計補正予算（第1号）、質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（景山 浩君） 進みます。

議案第4号、令和4年度南部町太陽光発電事業特別会計補正予算（第2号）、質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（景山 浩君） 質疑なしと認めます。

議案第5号、令和4年度南部町病院事業会計補正予算（第4号）、質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（景山 浩君） 進みます。

議案第6号、南部町個人情報保護法施行条例の制定について、質疑はありませんか。

13番、真壁容子君。

○議員（13番 真壁 容子君） 議案第6号の個人情報保護法の施行条例についてお聞きいたしま

す。

今回、この施行条例が出てきたということは、国が個人情報の保護に関する法律つくって、それを施行するために各市町村に条例をつくりなさいと、こういう仕組みだというふうに理解をしています。そこで、議会としては今回の制定について検討ないし協議した中見ていかないといけないのは、前回の町がつくってる町個人情報の保護条例から、少なくとも個人情報を守るという立場が後退したりとか、前回の町がつくっている条例から後退するものではないという確認をしていかなければいけないのではないかなというふうに思っているわけです。

それでちょっとお聞きいたしますが、詳しいことは委員会でお聞きするのですが、一つとして、この個人情報保護法施行条例をつくったら町の持っている個人情報保護条例はどうするんですか。自動的に廃案になるから今回提案してこなかったのかという点が一つです。

2つ目には、個人情報の保護法の施行条例は非常に少ないもので、国が大まかなこと決めていから町村で決めることはこれぐらいだよという内容になっているんですけども、そもそも個人情報の保護に関する法律を総務課のほうから出してきてもらってるんですけども、町の条例は、以前には基本的人権を守る立場からの、そういう意味では地方自治体が個人の情報をいかにして守るかということをおもひがた話し合えて、また競い合いながらつくってきた各町村の条例なんですよね。そこの1番目の目的には基本的人権等がうたわれてるんですけども、今回の国の法律では、基本理念として、個人情報は個人の人権尊重の理念の下に慎重に取り扱われるべきであることに鑑み、その適正な取扱いを図らなければならないと、今回の法律は全くこれを、個人情報をどう取り扱うかと、こういう内容に変わってしまったのではないかとこの疑問に対して、町長、どうお答えになるでしょうか。

町ではつくってきたのが、一つには、個人情報は個人から収集すること、流出することに対することを防ぐこと、3つ目には電算化の中でのほかとの結合ですよね。それについては十分慎重にすべきことというような、こういう目的を掲げてやってきたものが、もう外に出すのを大前提にした中身が変わろうとしているわけですよね。これによって、町や町民に対してメリットあるのか、デメリットは何かというふうに考えているか、このことについてお伺いしたいと思うんです。いかがでしょうか。

○議長（景山 浩君） 町長、陶山清孝君。

○町長（陶山 清孝君） 町長でございます。個人情報に対する私の考え方をお答えをして、答弁とさせていただきますと思っています。

皆様御存じのとおり、日本のデジタル化が極めて先進諸国の中で低位にあって遅れてるという

ことが、コロナの給付金をはじめ多様なところで、いろいろなところで露見したこの数年間でした。そのことによって生産性が上がらないだとか、日本のいろいろな、行政も含めて多様な情報がうまく使われていない。この基となる個人情報の使い方について、今回初めてではなくて、私は、これはもう1990年代から延々と総背番号制という名前の中で議論されてきたことだろうと思っています。時間がたって合わなくなった法令を新たなものに変えていくという手続に国として上げられたことをごさいます。

私たちは今、ここに持っています条例は、2000年に旧の会見町、西伯町でそれぞれつくったものをごさいますけれども、ほぼ同じ条件を私どもも一緒になって考えた思い入れ深い条例であることは間違いありませんけれども、やはり新たな革袋には新たなお酒を入れるというふうに言われるように、時代とともに使えなくなった、または不具合が生じてきた条例については新たにしていくという、この方針は望まれる法令改正ではないかと、また条例改正ではないかと、このように私は思っています。

○議長（景山 浩君） 13番、真壁容子君。

○議員（13番 真壁 容子君） 私がお聞きしたのは、町や住民にとってのメリットがあるのかということなんです。先ほど町長がおっしゃった、国がいろんな国や国の発展のため、経済の発展ですか、そのためにいろんな情報が必要だというのは、これは誰が必要なのか分かりませんが、そういうことでつくられたということなんでしょうか。もしそうであれば意見が一致するんですが、今回の、私は個人情報のこの保護法をつくって、各市町村に上意下達のように国がつくったから、それでなべて一様に同じようなものをやれという施行条例にしたというのは、これ地方自治の後退だというふうにひとつ思うんですが、一番の背景は自治体が……。

○議長（景山 浩君） 真壁議員、意見の発露はおやめください。

○議員（13番 真壁 容子君） はい、分かりました。

自治体が公の権力で取り寄せ持っているデータ、情報、それを個人情報ファイルとして匿名加工情報ですよね、名前を隠して加工情報にして、それを必要とされている企業等に出していただくところあるわけですね。

そこでお聞きするんですが、町ではそのような動きに歯止めをつけている今回の条例になっているのかという点ですね。広域連合の中では手数料条項をやめて、そういうところが考えられないのでということで、もしそういう事態があったら条例を改正するという歯止めをつけてましたよね、広域連合では。南部町の場合、この条例はどうなんですか。手数料条例入っていますが、求められたときには出していくということが想定されてつくられていて、この条例出せると

ということなんですか。そのこと教えてください。

○議長（景山 浩君） 休憩します。

午前 11 時 53 分休憩

午前 11 時 54 分再開

○議長（景山 浩君） 再開します。

総務課長、大塚壮君。

○総務課長（大塚 壮君） 総務課長でございます。真壁さんおっしゃるように、匿名加工情報につきましては、政令指定都市とかは条例で決めなければならないということになってますけども、私どもの地方公共団体につきましてはそこまでの規定はないので、今回の条例についてもそこは省かせていただいております。記載はしていません。なので、基本的には出す方向の条例ではないと、今のところ。今現時点では匿名加工情報として出す予定はない、今のところその記載はない。しかも、手数料についても記載はないというふうに思います。手数料についてもということでございます。

○議長（景山 浩君） 13 番、真壁容子君。

○議員（13 番 真壁 容子君） 時間を取って検討していただいたと思うんですけども、広域連合の場合は特定の介護保険の分だったと思うんですけども、連合長も御存じのように、手数料そのものをもう省いたんですよ。もう省いちゃって、それで省いてもしそのような事態が必要になれば、自分とこで考えるんじゃなくて議会にかけるといふ仕組みをつくったわけですよ。それで確かに政令指定都市ではないからそれをする義務はないんですけども、私たちから見たら、この今回の町の条例で歯止めがかかってるっていうふうには見えないわけなんですよ。

それで、それはほな、課長、委員会で例えばこれが個人情報ファイルによって匿名加工情報をして、町民の情報が今出ているものではないよというのが分かる、説明ができるものを委員会に出していただいけませんでしょうか。そういうことなんです。そこが一番問題ではないかなと思うんです。ただ、今回もこれ、法律見てもらったら分かるように、町の条例では、個人というのは亡くなった人も生存者も含めてるんですけども、新しい法律っていうのは、生きてる人だけでしょう。亡くなった段階で個人情報も何もなくなっちゃうような法律ですよ。これもちょっと私は驚いてるんですよ。亡くなった方についてこんなもの効かないのかと思うけど、亡くなった方の個人情報も大事ですよ。そういうことから見れば、町で何ができてできないのか、どうしてこのような身近な条例になったのかということ、町でできること、できないことが分かるもの

と、今言った匿名加工情報、今出すような条例になっていませんよというの、分かるものを委員会で説明していただきたい。よろしいでしょうか。

○議長（景山 浩君） 総務課長、大塚壮君。

○総務課長（大塚 壮君） 総務課長です。言われるとおり委員会のほうで問題精査いたしまして、お示しをしたいというふうに思います。（「よろしく願いいたします」と呼ぶ者あり）

○議長（景山 浩君） それでは、ここでお昼の休憩に入りたいと思います。再開は午後1時といたします。

午前11時58分休憩

午後 1時00分再開

○議長（景山 浩君） 会議を再開し、引き続き議案に対する質疑を行います。

議案第7号、南部町職員の定年等に関する条例の一部改正について、質疑はありませんか。

10番、板井隆君。

○議員（10番 板井 隆君） 10番、板井です。定年が延びる、60歳から65歳を各年度ごとに延ばすというのと、それから併せて8号も関連しますので、7号、8号含めて質疑をさせていただきます。

この定年の延長というのを私はそのまま、例えば課長であるならば61歳、62歳の定年までは課長が続けられるんだというふうに思っていたんですけど、前、説明を受けた中ではそうではない。議案の8号では再任用職員を定年前再任用短時間勤務職員に改める、これって今までとどこが違って、その辺で定年が延長になって課長からはもうなれないという中の士気というものを町長はどういうふうに考えておられますか。

○議長（景山 浩君） 町長、陶山清孝君。

○町長（陶山 清孝君） 町長でございます。いろいろお考えもあると思いますけれども、日本のこれまでの雇用形態が、生まれたときから20年間学んで、40年間働いて、そして30年間年金暮らしをするというような、今、現実です。これが40年間、人生100歳時代、ですから、働き方もおのずと変わってしかるべきだろうと思っています。したがって、40年間働いた後は次のまた働き方にチェンジしていく、その中で有用な人材がまた新たな仕事を見つけたり、働く意欲に満ちたそういう活力ある社会につなげていくための一つの方法だろうと思っていますので、私は一定の評価をしてるところです。

○議長（景山 浩君） 10番、板井隆君。

○議員（10番 板井 隆君） 町長の言われることも分かりますし、国家公務員法が変わるから地方公務員法もそれに合わせて変わっていくと思うんですけど、やはりどう考えても再任用とそんなに変わらないんじゃないか、下がるところの段階がもうちょっと上がるぐらいのことで、そういったことのこの定年の延長というのは町長言われるように必要だと思うんですけど、やはりその辺、まだまだ時間もこれからありますので、この条例が決まればそうかもしれませんが、やはり士気をそのまま継続するという意味からすれば、私はおかしいんじゃないかなっていうふうに思っております。

○議長（景山 浩君） 個人意見は慎んでください。（「はい、気をつけます」と呼ぶ者あり）
13番、真壁容子君。

○議員（13番 真壁 容子君） 第7号の職員の定年等に関する条例の一部改正では定年延長されるということを全員協議会等でも聞いてきたところです。

そこでなんですけれども、定年が延長されるということは、例えば職員の定数条例ってありますよね。定数条例で定められた定数とかあるんですけども、60歳が65歳まで引き上がりますよ、なるべく働いてほしいですよ。経験豊かだし、板井議員のおっしゃることもっともだと私も思うんですけども、そういう制度と新しく新規採用をしていく制度との関連性を教えてほしいんですよ。それと定数と。

ここちょっと関連して言えば、定数条例では町長部局の職員が139人ってなってるんですよ。これ別にほかのも分けてるんですけども、この令和5年度見ても一般会計は128プラスあと国保、農集、これ全部入るんですけども、ここには会計年度任用職員のけるって書いてありますよね。そういうところから見たら、この定年延長制と職員構成がどのように変わってくるし、どのようなことをしていかなければならないと考えてるんでしょうか。町長、その辺どうでしょうか。

○議長（景山 浩君） 町長、陶山清孝君。

○町長（陶山 清孝君） 町長です。職員の構成につきましては、これは年齢構成であったり、特にこれまでも議論であったような団塊ジュニアの世代が非常に膨らんでいる構造を南部町の場合にはしています。それに合わせてどのように変化していくのかということは、総務課の人事等が長期間にわたっての人事構成を考えていかなくちゃいけない課題だろうと思っています。これによって職員が膨らんだり、さらにはまた逆に将来的に非常に人事の形状がいびつになったりすることがあってはなりませんので、長期的な視点に立って検討していかなくちゃいけない課題だろうと思っています。

○議長（景山 浩君） 13番、真壁容子君。

○議員（13番 真壁 容子君） この定年の延長というのは、説明ではいわゆる年金ですよね、年金延長になったのとリンクされてきたというんですけども、地方自治体についていえば、そもそも地方自治体の職員というのは以前と比べて非常に少なくなってるわけですよね。そういうこと見れば、例えばこういう定年制度あるんだけど、首長の判断でいわゆる定数条例も町で定められますから、定数条例を引き上げて職員増をすること可能なのか。定年延長ができましたから、職員採用、定数が決まってるので、職員を採用するのやめますってことになりませんか。そうはいかないと思うんですよ。その辺のことでいえば、この定年なされた方の任用形式が定数の中に入らないわけですか。その辺、入るんですか。

そのこと聞きたいのと、私が一番、町長がおって聞きたいのは、このことをこの機会に町が定数条例を増やしてでも自治体の職員を増やしていくということは可能なのかということを知りたいんです。そういうことができるのではないかと、してほしいということなんです。どうでしょうか。

○議長（景山 浩君） 町長、陶山清孝君。

○町長（陶山 清孝君） お答えします。フルタイムであれば定数の中に入るという具合に認識しておりますし、定数を増やすか増やさないかは、それに対応する業務もありますし、当然人件費もついて回る問題でございます。広く財政の問題であったり業務の問題であったり、対応する課題はあると思いますので、幅広に物事を考えていく必要があると思ってます。

○議長（景山 浩君） 13番、真壁容子君。

○議員（13番 真壁 容子君） この定年延長で仕事をする職員についてもこの職員の中に入るとは分かりました。

お聞きしたいのは、職員定数が今、町長の事務部局の職員が139人、議会の事務局部局の職員が2人っていうようなことになっているんですけども、ここには会計年度任用職員は入らないって書いてありますよね。それから見ればこの定数条例を何のためにつくってるんですか。ちょっとそれも教えといてください。定数条例というのはこれだけの職員ができるよと、それが上限で少なくともいいって解釈しているのか、人が足りないと見てるのか、そこをちょっと教えていただけませんか。どう考えてるのか、町長。

○議長（景山 浩君） 副町長、土江一史君。

○副町長（土江 一史君） 副町長でございます。職員の定数条例につきましての定数は上限であると認識しております。その定数を下回る場合っていうこともあり得る。ただし、増やすとい

う場合になりますと人件費も増えてきますし、条例上のこと、改正が必要になるというふうに認識しております。

○議長（景山 浩君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（景山 浩君） 質疑がないので、進みます。

議案第8号、地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について、質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（景山 浩君） 進みます。

議案第9号、南部町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部改正について、質疑はありませんか。

13番、真壁容子君。

○議員（13番 真壁 容子君） 議案第9号、特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部改正で、いわゆる今回の100分の162.5を100分の165に改めるという内容が出てきたわけです。これは特別職の職員についてということです。一般職については前の議会で、人事院勧告に伴って引き上げることを議会も全員一致で認めてきたところです。

今回については、特別職の公務員の首長さんたちが出てるんですけども、先日、NHKのテレビ、民間のテレビでしたっけ、倉吉、どっかが出てまして、鳥取県内ですよ。この特別職の報酬値上げが住民に理解されるかっていうことをやってたんですよ。該当するのは首長だけではなくて、議員も該当してくるわけですね。これが適切なかどうかということと、今のこの時期に住民に受け入れられるのかという問題、2点があるんじゃないかと思うんです。

そこで町長にお聞きしておきたいと思うんですけども、確かに人事院勧告ですけども、一般職が行う人事院勧告、一般職の給与というのはいわゆる生活給ですよ、労働再生産も含めたそういう内容であろうと。そこから見れば特別職の給与というのは性格が違うのではないかと。したがって生活給とはいえないのではないかとという点でいえば、人勤の一般職を上げたからといって同時に上げる必要あるのかというふうに思うのですが、どうですかということと、今、丸合で買物しても卵代が高くなった。先ほども電気代で、電気代がどんな状況になったかって話ししてるときに、なかなか、私たちは賃金アップって言ってるんですよ。時給を1,500円に増やせとってるんですけども、この議員や特別職の方々の、僅かであるんですけども、それを引き上げることが住民に受け入れられると思っていらっしゃるのかということをお聞きしておき

たいと思います。

○議長（景山 浩君） 町長、陶山清孝君。

○町長（陶山 清孝君） 町長です。お答えいたします。大変私も皆さんと同様に心苦しく思っています。100分の2.5といえどもこの時期に上げることに確かに心苦しい気持ちです。ただ、皆さんと同様にあくまでもこれは職務給でございますので、長いスパンの中でその職務に携わる人の、これは私個人という問題ではなくて、誰がなってもその問題、価格に対する値段についての課題出てくると思いますので、私が一存や、この時期にそのときの感覚や雰囲気や価格を決めるのではなくて、大方の人事院勧告であったり国家公務員に準拠するだとか、そういうことの価値はあるのではないかと考えています。心苦しいことには私も変わりはありません。

○議長（景山 浩君） 13番、真壁容子君。

○議員（13番 真壁 容子君） 心苦しさを強調したくって質問しているわけではありません。おっしゃるように議員も含めて特別職の方々も人事院勧告に伴ってやっていくのだというところに立っているわけですね。職務給だっておっしゃるのは、その職務給だということであれば、あえて私たちは人事院勧告によって給与が上がったり下がったりしていくことができるんですよ、別に賃金引き上げろと言わなくてもね。町内の多くの方々がそういう仕組みの構造の中にいらっしゃる労働者ではないんですよ。そういうことを考えたときに、職務の遂行ということであれば、そういう職務に携わっている者たちが町政に協力して下さっている住民の方々の賃金をどんなふうにして上げていったらいいのか、そこに対して町とすればどのような支援ができて、どのような声を上げていけばいいのかという立場に立つべきではないかというふうに思うんですよ。私たちは上がるんですからね、努力しなくっても。そういう意味でいえば、その姿勢を住民に見せることが私は大事なことでないかというふうに思うんですけど、町長、どうでしょうか。職務給だから仕方がないというのが、一方では時給1,000円にも満たないところで働いていて、その方々が引き上げる方法も分からんわけですよ。その制度を抜本的に変えたりとか、全国一律の最低賃金にするとか、そういうところにも結びつけて声を上げていくということも必要ではないかと思うんですが、どうでしょうか。（「議案について」と呼ぶ者あり）議案ですよ、これは。

○議長（景山 浩君） 町長、陶山清孝君。

○町長（陶山 清孝君） 特別職の給与の問題で一般の住民の皆様の賃金、労働条件への波及ということはなかなか難しいとは思いますが、そのことはですね。ただ、社会全体として賃金を上げるということに対して、今、大手であったり多様な企業がその気になっていただいています。

先週も企業の皆さんとお話をする機会がありましたけれども、集まればこの賃金の問題と労働

者、働いてくれる人がいないという、この問題です。ここはやはり皆さんが心を一つにしなが、賃金や労働条件を改善する、働き方改革を通じて活力のある日本や地方をつくっていくという、これは心を一つにしながやらなければ、一つ一つの細かいことに注目していたのでは済まされない事態だろうと思っています。少し特別職の給与の問題から離れていますけど、私はそう思っています。

○議長（景山 浩君） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（景山 浩君） 進みます。

議案第10号、南部町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正について、質疑はありませんか。

13番、真壁容子君。

○議員（13番 真壁 容子君） 今回の会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部は、この間の人勧に伴って会計年度任用職員にも波及させようという点でいえば、歓迎すべき内容だという点というふうに考えていますが、1点、会計年度任用職員の仕組みの中で、今、国会でも問題になっているのが、いわゆる勤勉手当の問題ですよね。これもつくのではないかって、もうついたら遡ってというようなこともあるんですけども、ここの改正を求めていくべきではないかと思ってるんで、首長は、町長としてはどんなふうに声を上げていらっしゃるのでしょうか。やはり同じように働いていて、会計年度任用職員はいわゆる責任が違うと言いながらも、この格差を縮めていかなければいけないという立場に立つのは同じだと思うんですよ。そういう意味でいえば、手当を期末手当だけじゃなくて勤勉手当も同様に持っていくということが最低限、今、努力されなきゃならないことではないかと思うんですけども、その声を上げていってくださっているのでしょうか。

○議長（景山 浩君） 町長、陶山清孝君。

○町長（陶山 清孝君） お答えいたします。首相自らが同一労働同一賃金を言い出してもう数年になりますなりますんで、その影響は大きいと思っています。会計年度任用職員の問題についても、一気にではありませんけれども、少しずつですか改善されてきてると思います。私も同様に同一労働同一賃金でという考え方を議員の皆さんの御理解をいただきながら進めていかなければならない、そういう立場に立っています。

○議長（景山 浩君） 13番、真壁容子君。

○議員（13番 真壁 容子君） そういう立場で今回、会計年度任用職員にも勤勉手当を該当させ

ろということを言っていらっしゃるということですか。具体的なこと聞いてるんです。

○議長（景山 浩君） 町長、陶山清孝君。

○町長（陶山 清孝君） 町長です。申し上げられなかったのは、かなりの多項目にわたって全国町村会で議決しましたが、私のうろ覚えでは同一労働同一賃金の項目があったように思いますけれども、ここであったと明確に言い切れない記憶の曖昧さがありますので、そういう気持ちで私も取り組んでるといふところにさせてやってください。

○議長（景山 浩君） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（景山 浩君） 進みます。

議案第11号、南部町監査委員条例の一部改正について、質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（景山 浩君） 議案第12号、南部町国民健康保険条例の一部改正について、質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（景山 浩君） 進みます。

議案第13号、南部町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部改正について、質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（景山 浩君） 進みます。

議案第14号、南部町緑水湖教育文化施設（研修館）条例の一部改正について、質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（景山 浩君） 進みます。

議案第15号、南部町コテージ条例の一部改正について、質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（景山 浩君） 進みます。

議案第16号、令和5年度南部町一般会計予算、質疑はありませんか。

10番、板井隆君。

○議員（10番 板井 隆君） すみません、10番、板井です。一般会計の予算について質疑をさせていただきます。

質疑の中で私が取り上げたいのは、町長が昨日されました提案理由の説明の内容についてです。私たちその前の全員協議会で、一年中フルーツが楽しめるフルーツ生産で活気があるまちづくりプランということで、フルーツロードを今後進めていくということで話を聞き、非常に期待もしているところなんですけれど、町長の提案理由説明の中に今回、農業という言葉が全く出てきておりませんでした。町長はこのことに対して、農業に対してどういったような思いがあったのかというよりは載ってなかったのか、どういうことだったのかということをもまず聞かせてください。

○議長（景山 浩君） 町長、陶山清孝君。

○町長（陶山 清孝君） 町長でございます。お答えをいたします。決して、議員もそうだと思いますけれども、農業を軽んじているわけでも何でもありませんで、今年の特徴的な事業について申し上げました。その中で、農業の中ではフルーツロードを取り上げて御説明をしたところです。南部町の特産品の梨、柿をそのまま投げていけなくなります。これに対してどうやって次の世代を、南部町の中でこの柿、梨をやっていただけるかということ、やはりお金が稼げなければ駄目なわけですね。その中で今回1億円からの投資を行います。県からの補助金であったり、辺地だっているということもあって、有効な起債が使える場所だということもあって、ぜひこの事業を成功させて、10年後も20年後もあの大地の上でにぎやかに皆さんが梨の生産や柿の生産、さらにはこのブドウの生産も今回上がっています。そういう農業を、特徴だった南部町であり続けるための投資だという具合に思っています。さらには今回、農業機械であったり、集落営農の農家の皆さんに農機の拡充であったり、そういうような補助をしております。多面的機能についても、さらには中山間についてもこれまで同様の支援をしています。ただ、一方では、農業に対して後継者がいない問題であったり、では、10年後はともかくとして、今、団塊の世代が75歳に向けている20年後というと板井議員や私たちが80代の中盤だとかその辺りのところですよ。そのときのしっかりとした地域の絵を描かなければならないと思っています。

今回の中で、違った項目で私は申し上げましたけれども、地域の中に出かけてその課題ときちんと向き合うような、もう少しメッシュを細かくしたような話合いの場というのにも必要ではないかなと思っていますのでございます。ぜひ、一つ一つの地域であったり振興協議会だったり、一生懸命やっただいてますけれども、10年後、20年後の農業を考えた場合に、今まだやれることはあるのではないかと考えていますので、ぜひ御意見を頂戴しながら一つ一つに答えていきたいと思っています。

○議長（景山 浩君） 7番、白川立真君。

○議員（7番 白川 立真君） 私も板井さんに続いて今回の本議会の目玉でありますフルーツロ

ードについて伺っていきたいと思います。

質疑は、このフルーツロード構想に持続可能性が本当にあるのかというところで伺いたいですけれども、少しちょっと背景を聞いていただきたいんですが、まずあの地域の果樹、梨、柿を中心とした果樹生産ですけれども、30年ぐらい前はざっくり約7億円近くの売上げがあったと思います。それから数十年たって半分の3億円台、それにはいろいろ訳があって、そういうこともありながら後継者も少なくなっていく。逆に専業でやっておられる方の、本来は後継者であろう若者たちはサラリーマンや公務員へといざなわれてきたわけですね。

そして、廃園地が増えたということですが、今回この廃園地に入ってこられる、いわゆる新規の方といいますか、そういう方はこの梨、もうメインでいくと柿でしょうね、柿で生活全てを支えていくようなフルの生産をされるような方が入ってくるのか、それとも半農半サラ、例えば半農半アルといいますけれども、1年間のうちである程度は柿作りに時間を費やし、またある程度はアルバイトやサラリーマンでつないでいくというような方々がこの樹園地に入ってくるの。どういった人たちを受け入れようとしてるのかをちょっと伺いたい。

○議長（景山 浩君） 産業課長、藤原宰君。

○産業課長（藤原 宰君） 産業課長です。議員の御質問ですけれども、新年度で上げさせていただいている新規の事業で2つございまして、まず一つはがんばる地域プラン支援事業、これは研修施設等を建設、行政のほうで用立てまして、そこで研修をして就農につなぐと。このメインは柿の生産をメインに考えておりまして、その部分については半農半Xというようなことも視野に入れて募集をするというふうに考えています。

もう一つのほうは農地耕作条件改善事業、五色ヶ丘の果樹園の再生の事業ですけれども、こちらのほうは今もうそこに当たっていただく方の募集というか、事前の動きをしておりまして、事業継続をされる方が5名、それから全く新しく入ってこられる方が新規の方で5名というような計画で今、進んでいます。新規で入ってこられる方というのが全く農業未経験の方で、なおかつ農業で収入を得たいと転職組という形の5名というふうに今、計画をしているところです。言われるようにそれで生計が立てられるのかというようなこともありますけれども、この事業を実施するに当たりましては、経営モデルみたいなものも関係機関と考えていながら、事前の協力を得て就農が維持できるような支援体制も取って実施していこうというふうに考えているところです。

○議長（景山 浩君） 7番、白川立真君。

○議員（7番 白川 立真君） 分かりました。どういう方が入ってこられるかって大体つかむこ

とができましたけど、課長、もう一点伺いたい。やはり入ってきた人たちの生活というか、そういったものも考えなきゃいけないので、私、さっき7億が3億円台に減った話を少ししましたが、今の柿にしても梨にしても単価の推移ってつかんでおられますか。もっとその単価は単価が上がっているのか……（「委員会だで、そんなもん」と呼ぶ者あり）委員会。分かりませんか。

○議長（景山 浩君） 産業課長、藤原宰君。

○産業課長（藤原 宰君） 産業課長です。議員御質問の単価の推移ということは明確にはつかんでおりません。また、年々の作況の状況もあるでしょうし、一定でお示しできるような数値はちょっと持ち合わせておりません。御了承ください。

○議長（景山 浩君） いいですか、白川さん。

11番、細田元教君。

○議員（11番 細田 元教君） 11番、細田です。私はこの長いやつでお聞きします。

2ページを見まして、感じたところでこれをお聞きしますが、今回の当初予算、ちょっと引っかけたのは繰入金で財政調整基金、減債基金と公共施設整備繰入金、これらを入れなければならぬほどの厳しい当初予算じゃないかなという感じがしておりますが、将来的には決算にもありましたように、町長、総務課長、皆さんがこれをまた繰り入れなくてもよくなったような運営をしていただきたいことができるのかどうか、こう頑張っていたきたい。

それと、あと増えたのが、20%が増えたのが地方特例交付金なんですね。しかも、総務課長の説明では前年度決算並みにやったって言われましたけども、これを増やすやな理由というか、そういうものがあるのかどうか。

それと、その下のほうに、ちょっと怖いなと思ったのが、分担金と負担金が6%増えてますね。この負担金が増えるということは、事業継続をしながら負担が増えるということは、ちょっとこれからも厳しい状態になりますが、その使用料とか手数料、こんなのは今回限りで増やすこともあるし、こういうのは事業が縮小すれば削ることは可能だと思いますけども、負担金を増やすというのはそれだけの事業があるのかなと思ってますが、詳しくは委員会で聞きますけど、そんなのかなと思ってますが、一番怖いのは、大丈夫かなと思った繰入金、要は基金がだんだん少なくなった中でも、このようにしてでもこの予算を立てたということですが、一つの希望が見えたのは、町長はこれからも、田園都市構想の交付金を使いながら事業をやっておられました。その中でも2ページを見ましたならば、田園都市国家構想交付金が前回よりも4,100万も、事業が終わったせいだと思いますけど、コテージだって直しましたので。そうだと思いますけど、それ以上なことを考えておられるのかな。

もう一点です。これは3ページです。これは衛生費の中の病院事業費が2,600万増えております、去年と比べて。要は病院に出すのが約6億、その中で2,600万増やすということは、公営企業ですのでそれなりの理由があると思いますし、大きな問題なのは、介護療養型を介護医療院に変えるためのそういう費用が今回ここで出てるのかなと推測いたしましたけども、どうなのかな。

それと、もう一点は、同じ3ページですけど、農林水産、汗かく農業者支援が2,500万も減額になってるんですね。これも結構農業者が喜ばれる事業だったと思うんですけども、何か事業が大きなのが終わったのか、簡単でいいですのでお願いします。

集落営農体制強化も1,000万も増やしてもらっていいですけども、あと農地耕作条件というのはフルーツロードの関係だけはざっと聞きましたね。

あとは、商工費の地域活性化ポイント導入、要はカードにポイント入れてするやつですけども、これはまた委員会で詳しくお聞きしますが、これが商工会を通じて町民にどのような影響を与えるのか分かりましたらお聞きしまして、お答え願いたいと思います。ちょっと長かったかな。

○議長（景山 浩君） 町長、陶山清孝君。

○町長（陶山 清孝君） 町長でございます。私からは細かい数字じゃなくて、私の考え方を申し上げます。

全体の予算の調製に基金を入れなければ予算全体77億の予算は組めないということがあります。私の手触り感で75億がマックスだろうと思っていますけども、同時にコロナを明けた後の住民の暮らし、それから産業の活性化を考えればやはり投資をするべきだろうという判断にきました。

一つの糧というか、私のこの判断に至った一つのバックボーンは、総務省とこの前、お話聞きますと、今回、国は18兆円の地方交付税を用立てています。御記憶な方も多いと思いますけど、15兆を切るような小泉さんの政策から比べ、今、3兆円がそこに上がっているわけですし、今であれば何とか乗り越えられるのではないかと。しかし、こういうものがずっと続くという具合に私どもも思ってはいませんので、こうやって投資的な経費が使えるときに思い切って御無理を皆さんにおかけしながら、住民の皆さんと共にそこにチャレンジしていくということが必要だろうと思っています。その中の一つがデジ田であったり脱炭素に対する挑戦であろうと思っています。

それから、2つ目の病院の介護医療院について院長とも話し合っておるところです。地域包括ケアの一番の重点は住まい、そして最後にはお一人暮らしで、どこで最期を迎えるのかといえ、

やっぱり安心して、看取りという言い方は失礼かもしれませんが、安心できる場所としての病院、介護医療院という機能は必要だろうと私も思ってますし、院長もそのことを賛同いただいとるところです。ぜひ進めていきたいと思っています。

それから、3点目、汗かく農業者ですけども、これは昨年、草刈り機等を皆さんに頑張ってくださいという思いを込めて予算の幅を少し広げました。このために減額ということになったものでございます。

それから、もう一つは地域通貨でございましたね。地域通貨はこれまでも何回かこの議会でも課題になったことですが、事業主体が、例えば商工会が、よっしゃ、やるって言ってもらえないと、これは行政が中心になってすることはできません。幸い商工会のほうも前向きに、頑張ろうとっていただきました。今、地域の中から買物をするスーパーマーケットが撤退するというような事態も起きています。私たちが地域の中でお金を回す仕組みをすることによって私たちの暮らしを守っていく、こういうことに対してしっかりと住民の皆さんと意識を共有する一つの材料になろうと思っています。そういう意味で地域通貨を今回上げたものでございますので、御理解いただきたいと思います。（「議長、もう聞いたからあとはいい。委員会で聞きます」と呼ぶ者あり）

○議長（景山 浩君） いいですか。

13番、真壁容子君。

○議員（13番 真壁 容子君） 令和5年度の一般会計について質問いたします。

今回の予算が前年度に比べて伸びて、今までの最高の金額だというふうに説明されたし、実際そういう数字が上がってるわけですよ。でも、私、正直、予算見まして、なぜこんなに膨れ上がったの、どこに力を入れてるんだらうってよく分からんのですよ。例えば光ファイバーの問題も終わったし、大きなものが終わったと。次に出てくるもん何だらうというのが、それが聞きたくて今の答弁も聞いとったら、どうも町長はデジ田や脱炭素なんかで思い切った投資をしたいと、こういうふうに言ってるわけですよ。そのことがもしかしたら住民感覚とずれてるのかなと私、今、正直言って思ったんですけどもね。

先ほど板井議員も質問なさったんですけども、うちの予算を立てるときに住民の公共の福祉や、ここで本当に住んでよかった町もそうですけれども、何をしないといけないかっていえば、安全に暮らせることと同時に、町の大きな仕事っていうのは、ここで安心して住めるように住民の所得を上げるために全力を挙げる、そういう取組が要るんじゃないかと思ってるんですよ。観光客を目当てにするとか、よそから来る者がお金を落としてくれるのを当てにじゃなくって、一

番地に足がつくのは、ここで産業が起きて、ここのあるものでお金が稼いでいけると、この仕組みをつくっていかなければ、幾らデジ田を呼ぼうが地方創生の中に持ってこようが定着しないっていうのは、ここ5年間で分かったことやないかと思うんですよ、町長。

もしそれで今するのであれば、昨日聞いたように、産業課が耕作改善事業を出してきました。1億円、これ出してきましたよね、フルーツロード構想。正直言って西伯側から見たときのその必要性ってあまりよく分からなかったんですけども、確かにほかの議員の話聞いてて、今これをする事の重要性ということを大きな町の柱にしていきながら、農業の立て直しを10年間ぐらいかけてやっていかなければ柿や梨は定着しないのではないだろうかってみんなが思っているときに、それを大きな柱とした予算を組み立ててくるとか、脱炭素で言うのであれば、森林を70%持っている町がどのような、それを生かしてお金を落としていく方法をするのか、そういうことが予算の中に出てこなければ、今、住民は電気代上がって生活が苦しくってたまらんですよ。それが、町が過去最高の予算をつくったけれども、住民の暮らしには反映しないようなことをつくったら、これは町政の信頼をなくしてしまいますよ。そういう点でいえば、町長は住民のほうを向いて、この時期に物価高でこれがしばらく続こうという時期に、どのような方策で臨んでいこうとしているのかもうちちょっとしゃべっていただけませんか。この予算では見えてこない、残念ながら。そういうところを言って、例えばそれが地域活性化のポイント何とかというのであれば、住民にどのように還元していくのかということ説明してくださいよ。今、私たちの中に声が入っているのは、えらいからもう一度現金給付のようなことしてほしいとかそういう切実な声も入ってるんです。どうしてそういう方法を取らないで、このような予算になったのかということ説明いただけませんか。

先ほどがんばる、汗かくのは今回予算を、枠を広げたというんですけども、需要があるから伸びたわけでしょう。それを広げていくことのほうが大事であって、それを縮小することの意味って何なんですか。どちらの方向を向いているのかさっぱり分からんですよ。

特にお聞きしたいのは、デジ田とかに力を入れているけれども、このデジタルの推進が住民の生活や所得の向上にどういうふうに役立っているんですか。教えてください。

○議長（景山 浩君） 町長、陶山清孝君。

○町長（陶山 清孝君） 町長でございます。決してデジタルだけに偏ったものではなくて、ベースになるものは医療であったり福祉であったり、日々の皆さんの暮らしを支えることにほかならないと思ってます。この辺の総額が上がってるということは、皆さんもこの予算額の中、見ていただいお分かりだろうと思っております。当然電気であったり消耗品の物価高騰によって上がった

ていますので、同じことをしても上がる。その上で将来、未来への投資としてデジタルであったり、それから先ほど出てきました農業の中でこれまで続けてきた梨や柿や、さらにはブドウやイチゴ、そういうものに投資をして、就労の場、さらには販売価格の有利性が期待できる、そういう作物に転換していく、こういう考えをしてみるところでございます。

○議長（景山 浩君） 13番、真壁容子君。

○議員（13番 真壁 容子君） 町長、町の仕事は公共の福祉、住民の安全、命を守ることであれば、医療、福祉、教育、それからごみを含めて衛生問題の柱、それともう一つには、未来への投資というのであれば、ここに住んでいて、住み続けるように所得が向上するようなまちづくりしようと思ったら、今、農林業中心の第一次産業と、それともう抜本的に言える再生エネの候補である中山間地のところで事業を興していく、この2つを柱に据えた取組をすること以外にないんじゃないですか。もうそこに特化して、住民の医療や福祉や教育を守ること、しっかり予算をつける。その後の投資的というのは何かというと、観光は副次的なもの、よかったらみんな来るとですよ。デジタルも後でついてくるものやと私は思っています。町が率先してすることではない。そうではなくって、限られた資産の中で今やろうとしている農業の支援策をもっと太く町の課題として取り上げること。それと、脱炭素来ましたよね。昨日幾らでしたっけ、エネルギーの流出が18億円でしたよね。そのお金を町内に落とす仕組みをつくるようなことを考えていく。これからどこもそれに挑戦するんじゃないですか。

○議長（景山 浩君） 真壁議員、一般質問ではございません。

○議員（13番 真壁 容子君） すみません。

○議長（景山 浩君） 簡潔に質疑を行ってください。

○議員（13番 真壁 容子君） そういう、町長がおっしゃっているこういうふうな脱炭素でどのようなところに今回予算つけたんですか、そしたら。農業問題でいえば1億1,000万とフルーツロード分かりました。あとの分についてはこれをどのように継続してやっていくための予算をつけていくんですか。それを教えてください。

○議長（景山 浩君） 町長、陶山清孝君。

○町長（陶山 清孝君） 町長でございます。脱炭素の課題は今年先進自治体に、10月までにはチャレンジをしたいと思っています。その中で町内挙げて取り組む。先ほど真壁議員言われましたように、南部町のエネルギー購入価格のほとんどが外部に流れていっています。こういうところを地域内で回るような仕組みはできないかという、こういう視点は当然この脱炭素の中で語られていかなくちゃいけないことだろうと思っています。そのことが取組の中で、さっき言った、

出ましたような地域内でお金が回る仕組み、地域内経済が回る仕組みということを考えていける一つのポイントになろうと思っています。

第一次産業の農業や林業の問題は、これは非常に深刻だと思っています。先ほど板井議員の御質問だったでしょうか、次の後継者の問題であったり、農地を有効に利用する問題、集落営農や法人化を進めていってはいますけれども、残りの50%は兼業農家の皆さんが支えていただいている。かといってその兼業農家の皆様に町が一般財源でいつもいつものタイミングでは御支援をできない。そのことをやってしまいましたら、これ非常に財政的に難しい問題は出てくると、このように思っています。国からの支援をいかに取り付けながら有用に使っていくのかというのは、やはりこの入るを量りていずるを制するという冒頭申し上げました一番大事なところに入ってこようと思っています。こういう絶対的に財源が豊かではない南部町の中でこの辺りのところを十分にコントロールしながら、一次産業の振興というものを図っていかなくちゃいけないと思っています。脱炭素の問題や農業の問題は、里地里山で暮らす私たちに必ず結びついていると思いますので、住民の皆さんと、御理解をいただきながらしっかりと進めていきたいと思っています。

○議長（景山 浩君） 13番、真壁容子君。

○議員（13番 真壁 容子君） 細かいことは委員会、総括的な質疑になるんですけども、脱炭素と農林業は大事やという点を以前から町長は言っていますが、私はそういう意味で町長に期待してるんですよ、そういうところでの抜本的な政策が出てくるんだろうと。

今回、しかし、脱炭素の構想が出たときに中に何書いてあるかといったら、メガソーラーの導入ですよ。そういうことはやめて、ここの人たちの、町民の声を聴きながらする工夫を考えるべきじゃないか。どうですか。脱炭素もそう。

それ農業問題も一つの、今回見いだしたのは、なるほど、担当課もよく考えてるなと思ったのは、いろんな人の意見聞いたら、土地貸す人がよその人だったら不安で、町内の人だったらいいというので町内にしたって言ってますよね。こういう声ですよ。こういう声を積み上げながら、どうしたら受け入れてもらえるのかっていうふうなやり方でね。よそで聞くより、自分たちの協力者が地元にいるじゃないですか、そういう仕組みを考えてほしいということなんですよ。

それで、100の自治体のうちに入りたいと、脱炭素ですよ。入ったらまたろくでもないの、押しつけられますよ。そうじゃなくって、自分たちのものをするということしか私、この町の再生っていうのはできないんじゃないかと思ってるんですよ。

○議長（景山 浩君） 真壁議員……。

○議員（13番 真壁 容子君） はい、すみません。町長、その辺で今回の予算についてどうかと

いうこと。

それと、もう一つは、住民の暮らしを支えるという点でいえば、今、物価高で苦しいという人たちに直接支援するつもりはないのか、予算で。そのことについてお聞かせください。

○議長（景山 浩君） 町長、陶山清孝君。

○町長（陶山 清孝君） 町長です。お答えいたします。脱炭素の問題は原案として、今、町内で、どんなところでどんなエネルギーが使われて、その量がどうなのかという調査をしました。決してそれを解決するのが私は太陽光ではないと思っています。（発言する者あり）ええ。当然そこには農業の視点であったり、林業との兼ね合いであったり、そういう視点がない限り、私たちもこの中山間地でプランを出しても通らないと思います。単なるメガソーラー造りますというようなそんなプランでは駄目だと思います。

私も先日、他の東京のほうで企業の皆さんともお話ししましたが、この地域の中でまずはコンソーシアムをきちんとつくる、その中にまた外部からのアイデアをいただく、そういうような視点が必要だなと改めて思っています。多様な意見を聞きながら、この地域ならできるというようなものが必ず私はあると思っていますので、その先進自治体としての取組の中で皆さんが学び合ったり、議論を深めたり、そういうことができればいいと思っています。ただ、あまりにも時間が短いということもありますので、しっかりとその辺りを短時間で解決したいと思っています。

もう一つ、住民の皆さんの暮らしに対して支援はできないかというお声でした。急激なインフレがまだまだ止まりようもないというところに非常に私も危機感を持っています。昨日も私も丸合に行きましたけども、高くなっています。物すごく高くなって、コーヒーだとかカレー粉なんかでもすごい高くなっていますね。住民の暮らしに向き合えば確におっしゃるとおりだろうと思っています。この辺りを一つの町の単独で解決するということは、私はできない問題だろうと思っています。寄り添うということが、現金ばかりではなくて、いろいろな課題もあると思いますので、住民の皆さんの声もしっかり聴きながら、また議会での議論を深めながら、南部町でできることをできる形でやっていくしかないだろうと思っています。

○議長（景山 浩君） ほかに質疑はありませんか。

2番、加藤学君。

○議員（2番 加藤 学君） 2番、加藤です。今回のフルーツロードの分に関しては農業者の新規就農と、今、陶山町長は農業を将来的な投資っていうふうに言われたんですけども、農業関係の中で、これに関しては、フルーツロード計画は新規就農の目的があるんだろうと思うんですけども、以前、陶山町長、農業者の支援としてフリーズドライとか六次産業化、これは現農

業者の所得を少しでも向上させるっていう、そういうこと言われてたと思うんですけども、今回の所信説明の中には六次産業化のほうは全くなくなって、それで新たに何かフルーツロード計画のほうが出てきたみたいなふうに私思ったんですけども、陶山町長の中では、これはちゃんと適応性があるんでしょうか。どうなんでしょうか、その辺り。

○議長（景山 浩君） 町長、陶山清孝君。

○町長（陶山 清孝君） 町長です。お答えいたします。六次化はこれまでどおり挑戦し続けなければなりませんけれども、これは行政がやるよりも、町内であったり、町外の皆さんの企業が南部町の特産である柿であったり梨であったり、またはお米であったり、それからソバであったり麦であったり、この辺の六次化というものにやはり挑戦していただける素地をつくっていかなくちゃいけないと私は思っています。行政が六次化を、商売をするわけにはならないわけですし、それが大事だと思ってます。例えば南さいはくで地域商社をつくっていただきました。こういうところが加工品を作りながらやっていかれることに対して側面から応援していくと、これはやぶさかではないし、ぜひそういうことをしていかなければならないと思っています。ですから、フルーツロードは一つの起爆剤として今考えています。

先ほども言いましたように、このまま投げれば果樹の町南部町が消えてしまうわけです。果樹の町を何とか次の世代にも引き継ぎたい。そのためには若い世代に、果樹に取り組み、しっかりと稼ぐ農業をしてもらいたい、そう思ってます。柿はやはり専門というわけにはきっとならないと思います。柿では専門で飯は食えない。梨であったりブドウであったり、またはイチゴであったりということになろうと思いますので、柿を維持するためにはどうやって専門をしてもらうのか。ここにおる中にも何人かは後継ぎとして柿の剪定を今しているやつもいると思います。そういう職員にもしっかりと地域の柿というものに対して、守ってもらうという意識も必要ですし、地域の皆さんにも働きかけていかなくちゃいけないと、こう思ってます。

○議長（景山 浩君） 2番、加藤学君。

○議員（2番 加藤 学君） あと1点、フルーツロード計画の件で隣の塚田議員からアドバイスを受けたので、ちょっとこれもついでに質問したいんですが。あちらこちらで私言ってますけれども、会見のウォーキングロードのところに柿の実の街灯がありますけれども、あれ全く直りません。建設課に言ったら建設課はせんって言ってますし、それから企画政策課のほうにPRになるんだからそっちのほうで何とかならないかって言っても、これも返事が返ってきておりません。今回、フルーツロード計画ということであの柿の実の街灯を何とかしていただけないでしょうか。

○議長（景山 浩君） 要望は質疑になりませんので。ですが、お答えになられますでしょうか。
（発言する者あり）

加藤議員、委員会で再度聞かれませんか。

○議員（2番 加藤 学君） ありがとうございます。質問させていただきます。

○議長（景山 浩君） ほかに質疑はございませんでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（景山 浩君） では、進みます。

議案第17号、令和5年度南部町国民健康保険事業特別会計予算、質疑はありませんか。

13番、真壁容子君。

○議員（13番 真壁 容子君） 令和5年度の国民健康保険の予算について質問します。

今回の予算書見ると、保険税の収入が前年比減額の1,156万3,000円と上がっています。保険税が下がってきたと、納付金が少し増えてくるんですけどね。この減ったというのは恐らく……。担当課はどこでしょう。恐らく被保険者数が減ったからかなというふうに思うんですけども、町長、詳しいことは委員会でお聞きするにしても、私は、今の生活が大変な住民に対して身近な市町村ができることは、町村で責任を持って集めている公共料金を引き下げることしかないんじゃないかと思っているんです。国はできることもっといっぱいあるんですけども、町村に求めていこうと思ったら、厳しい財政の中なんですけども、それでも住民の暮らしが大変なので、公共料金を引き下げてほしいと、この立場に立って要求していくのが一番の方法だと思ってるし、町としても一番それがいいと思っているわけなんです。

そこで、今回の分でいえば、伸びを考えたら、いわゆる給付金も伸びるんですよ。けれども、国保税の減免ですよ。まず今の段階で、細かいこと言って申し訳ないんですけども、減額の1,156万3,000円が減るということは、全体の6%低いんですよ。どのくらい下がるのかなというふうに思ってるんですよ。町長、どうですか。そういうふうに考えるべきじゃないかと思うんですよ。町長もおっしゃってるように、これ今以降は、春以降もっと上がってくるんですよ。できることは何か、国保税の引下げを考えないか。いかがですか。

○議長（景山 浩君） 町長、陶山清孝君。

○町長（陶山 清孝君） 町長です。お答えをいたします。国保加入者の皆さんが南部町内2,200人ぐらいでなかったかと思います。1万三百数十人の全町民の中の2,200人の方に特化した政策というのは非常に難しい問題があると思ってます。これはここの議会の中でも、これまでもずっと議論してきたことです。したがって、その保険料を、町の一般財源を、皆さんに御無

理を申しまして基金には積みました。しかし、まだそれには手をつけずに、万が一のときがあったときのための基金として留保している財源でございます。おっしゃることはよく分かりますけれども、これに対しまして多様な所得に応じた負担軽減ということを図っていってまいりますので、そのことで皆さんに御理解もいただいでいくことしかないと思っております。国に対しては、これまでも何遍も言ってもますように、国保の安定財源の確保ということはこれからも言い続けていきたいと思っております。

○議長（景山 浩君） 13番、真壁容子君。

○議員（13番 真壁 容子君） なぜこのようなことを言うかということ、介護保険とも同じですね。一つは、国民健康保険税が高いというのは、税金のない、いわゆる所得のない人もお金払ってるからなんですよ。所得のない方がお金を負担しなければならないのが国民健康保険税なんですよ。ね、生まれたときからお金が要るんですから。生命が宿ったときに赤ちゃんにも人頭税がかかってきますからね。そういう内容なんですよ、一つは。町長がおっしゃっている、不公平が生じていると、特定の事業のために一般財源をつぎ込んでいいのかっていうのは、これは地方自治体の考え方としてふさわしくないことありませんか。

国保というのは御存じのように、どこにも入れない一番最後のセーフティーネットとしてあるわけですよ。これが特定というのであれば生活保護も特定になってくる。どうして公費を出すのかということになってきませんか。社会保障と戦後の住民自治というのは、最低限のところを自治体や国や公共が行うことによって生活保障していく立場に立ってるんですから、それを特化とは言わないんですよ。それを突き詰めたら町自体が国保会計持つことはおかしくなりますからね。そうではなくって、今、もし町長が住民の暮らしが本当に大変だということが分かるのであれば、ずっと未来永久には言いませんけれども、今回特に生活が厳しくなっている。とりわけ国保というのは低所得者が集まってる所なんですよ。そういうところ言えば、私は何らかの措置があってもいいというふうに考えています。全額なくせと言っているわけではありません。ちまたではこれが県になったから全国では60%近くが引上げしてるんですね。そういう中で町が一生懸命頑張っているの分かりますけれども、公共料金の引下げでいえば高い国税を引き下げることを求めたいと思っておりますが、同じ答えが……。

○議長（景山 浩君） 真壁議員……。

○議員（13番 真壁 容子君） はい。同じ答えが返ってると思いますので、そのことについて町長、どう思いますか。特化ではないという点についてどうですか。

○議長（景山 浩君） 町長、ちょっと待ってください。

すみません、繰り返し繰り返しながみがみがみ言うようで申し訳ありませんが、質疑でございますので、疑問点をただすということに終始していただきたい。

それと、質問に質問が重なる場合が結構あります。簡潔、簡明な質疑に心がけてくださいというふうになっておりますので、会議規則上、御留意をいただきたいというふうに思います。

では、町長、陶山清孝君。

○町長（陶山 清孝君） お答えをいたします。私は、この真水を国保に投入し続けることはできないと思っています。それよりも大事なものは医療費の御負担ができるだけ減るような健診であったり、それからそれに関係するような保健活動を充実させることが肝要だろうと思っています。多くの減免措置もやっていますので、そこは理解をいただいて、一番病気にならないというのがみんなの幸せのベースなわけですから、ぜひそちらのほうで町は努力をしていくということが私は大事ではないかと思っています。

○議長（景山 浩君） 13番、真壁容子君。

○議員（13番 真壁 容子君） 分かりました。少なくとも所得を生み出していない子供についての保険税を掛けることをやめる、そういうつもりありませんか。これは全国でもやっている自治体が増えてきています。国の後押しもあり、国は少ないですけれどもね。予算も上がってるからあれですけども、そういうことを考えるつもりありませんか。ぜひ考えていただきたい。いかがでしょうか。

○議長（景山 浩君） 町長、陶山清孝君。

○町長（陶山 清孝君） 町長です。私はここでできるともできないとも申し上げるわけにはなりません。そういう事案があったということをお腹に入れさせていただきたいと思っています。

○議長（景山 浩君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（景山 浩君） 進みます。

議案第18号、令和5年度南部町後期高齢者医療特別会計予算、質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（景山 浩君） 議案第19号、令和5年度南部町墓苑事業特別会計予算、質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（景山 浩君） 進みます。

議案第20号、令和5年度南部町農業集落排水事業特別会計予算、質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（景山 浩君） 進みます。

議案第21号、令和5年度南部町浄化槽整備事業特別会計予算、質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（景山 浩君） 議案第22号、令和5年度南部町公共下水道事業特別会計予算、質疑はありませんね。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（景山 浩君） 進みます。

議案第23号、令和5年度南部町太陽光発電事業特別会計予算、質疑はありませんか。

7番、白川立真君。

○議員（7番 白川 立真君） この予算書の3ページから歳入の考え方についてちょっと伺いたいんですけども、令和4年補正でも1,500万アップ、増加されて7,500万にされていますが、今回前年と比べると大きくアップしていますが、これは電気料金の単価が上がってこのような数字になるものなのでしょうか。

○議長（景山 浩君） 町民生活課長、渡邊悦朗君。

○町民生活課長（渡邊 悦朗君） 町民生活課長です。こちらのほうは売電価格が上がった、その単価が上がったということではなくて、令和4年度の実績が大体今のところ7,500万程度まで上がりそうだとこのところから、その実績を基に7,500万円をちょっとこのたびは計上させていただいているという状況です。

○議長（景山 浩君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（景山 浩君） 議案第24号、令和5年度南部町水道事業会計予算、質疑はありませんか。

13番、真壁容子君。

○議員（13番 真壁 容子君） 令和5年度の南部町水道事業会計について、町長、なぜ基本料金の引下げやめたんですか。何でやめたんですか。今やめる時期でないと思うんですよ。町長もおっしゃっているように、今の状況見たら前年度より住民の暮らし大変なんですよ。この予算の中に入ってないでしょう。何でやめたんですか。やめたらいけません。（「何でやめたかだけ」と呼ぶ者あり）うん、何でやめたんですか。いわゆる元に戻してほしいんですよ。

○議長（景山 浩君） 町長、陶山清孝君。

○町長（陶山 清孝君） 町長です。お答えいたします。真壁議員の御質問は、基本料金の減免をなぜやめたのかということによろしゅうございますよね。

昨年は新型コロナによる国民の疲弊ということがあって国からのお金があったということで、そのお金を町民の皆さんの暮らしに的確に配分するという意味で基本料金を減免するということに使わせていただきました。配分するお金、経費がかからずに直接町民の暮らしに支援ができるということでしたけれども、その制度が今もうないわけですし、現実にもそのことをしようとするならば一般財源を投下するなりしなければなりません。さらには、今、本管整備の投資的経費ということが先ほど出てきましたけれども、その中でも一般財源を投下しなければならない、投資的経費が非常に上がる事業が始まっています。こういうことでかなりの負担を全体でしなければならぬような事業構造になっています。ぜひ水道事業の会計のことも御理解いただいて、この水道事業の運営について御理解をいただきたいと思っています。

○議長（景山 浩君） 13番、真壁容子君。

○議員（13番 真壁 容子君） 町長、要はやめたのは、コロナのお金によそから来たんでそのお金使ったんだけど、そういうお金がないので、一般財源から出すお金もないからできないと、こういう答弁でしたよね。コロナのお金は来なくなったんですけども、そしたら住民の暮らしは、コロナのお金がなくなったけれども、それと比べてよくなっているわけじゃないですよね。

町長、1年間で、水道料金を、基本料金下げるのにお金幾らかかったんですか。そのお金が出せないということですよ。町長が今もおっしゃったように町で一番やりやすいのは、この水道料金の基本料金みたいにそこをやめるっていうのが費用もかからんし、時間もかからへんのですよ。一番やりやすいやり方なんです。住民を支援するについての私は最もいい策だと思っているんです。一体幾らかかっているんですか。幾らをけちってやらんわけですか。

○議長（景山 浩君） 建設課長、岡田光政君。

○建設課長（岡田 光政君） 建設課長です。幾らぐらいになったかということですけども、すみません、今、資料がなくて数字のほうを押さえてはいないんですけども、最初させていただいたときに予算ベースだったんですけども、2,600万ぐらいだったように記憶しております。次、延長させていただいたというところで、そちらのときに7,000万くらい、9,000万だったか、ちょっとそのくらいだった。すみません、うろ覚えで非常に申し訳ないんですけども、また数字のほうはちょっと押さえさせていただいて、御報告のほうをさせていただいたと思います。申し訳ありません。

○議長（景山 浩君） 13番、真壁容子君。

○議員（13番 真壁 容子君） 半年でしたっけ、3回分でしたときに2,000万でしたか。

（「ええ」と呼ぶ者あり）最初何か月のときにそうだったんですよ。それで、1年間ぐらいしたらその倍ぐらいかかるの、もうちょっとかかるのかなという感じはしているんですね。町長、なべて公平にするという点で一般財源から出せないということなんですよ、ほかにお金がないと。でも、今回、今までやってきたのをやめるということはサービスが低下するわけなんですよ。

一つ提案ですけれども、ずっとは言わないけれども、太陽光発電の会計があるでしょう。これを今、使っているのは再エネにするところの費用として補助金出していますよね。再エネというか、太陽光をするとか。ですよ。これいいことやと思うんですよ。でも、あのとき条例を変えてまちづくりに使えるってことにしましたよね。それで温泉にお金使ったやないですか。そのこと考えたら、なかなか大変だし、太陽光も次期の積立てどうなるか、していかないといけないけど、あっこのお金半分借りながらでも、半分はそこから借りて、半分は一般財源からして、当面は水道料金の基本料金については補助しましょうということができないか。去年から見たら負担増になるんですよ、住民から見ればね。そこはやっぱりお考えになるべきじゃないですか。いかがですか。

○議長（景山 浩君） 町長、陶山清孝君。

○町長（陶山 清孝君） 町長でございます。御議論の趣旨は分かりますけれども、現時点では不可能だと思っております。

○議長（景山 浩君） 3回になりました。

次に、質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（景山 浩君） 進みます。

議案第25号、令和5年度南部町病院事業会計予算、質疑はありませんか。

13番、真壁容子君。

○議員（13番 真壁 容子君） 病院事業会計については、詳しいことは委員会で聞きますので、資料をお願いしたいという点でお願いしたいと思います。

病院事業会計、28ページにずっと職員の給与費明細書が出ているところで、28ページのイ、会計年度任用職員のところ。一般職で本年度56人、括弧として33人となっています。これは、33人というのはこの56人以外での短期というふうに理解しました。この56人の会計年度任用職員の西伯病院の中でのいわゆる職種ですよ、そのことについて教えていただきたいと思うんですが、委員会で出していただけますでしょうか。よろしくお願ひします。どうですか。

○議長（景山 浩君） 答弁よろしいですね。（発言する者あり）

議案第25号、ほかに質疑はありませんね。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（景山 浩君） 議案第26号、令和5年度南部町在宅生活支援事業会計予算、質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（景山 浩君） 議案第27号、辺地に係る公共的施設の総合整備計画の変更について、質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（景山 浩君） 以上をもちまして本日の日程の全部を終了いたしました。

これをもって本日の会を閉じたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（景山 浩君） 御異議なしと認めます。よって、本日の会議はこれをもって散会といたします。

また、6日は定刻より一般質問を行う予定でありますので、御参集をお願いいたします。お疲れさまでした。

午後2時15分散会
